

淀川水系流域委員会 第43回委員会

議事録

(確定版)

○この議事録は発言者全員に確認の手続きを行ったうえで確定版としていますが、以下の方につきましてはご本人未確認の文章となっております。（詳しくは最終頁をご覧ください）。

綾委員、村上哲生委員

日 時：平成17年7月25日（月）14:00～19:30

場 所：みやこめっせ 1階 第2展示場C

[午後 2時01分 開会]

○庶務（みずほ情報総研 鈴木）

皆様お待たせいたしました。定刻となりましたので、また委員の皆様の出席が定足数に達しておりますので、これより第43回淀川水系流域委員会を開会させていただきます。司会進行は庶務を担当しております、みずほ情報総研の鈴木が務めさせていただきます。よろしく願いいたします。

それでは、審議に入る前に幾つかのご報告、ご確認をお願いさせていただきます。まず、本日の配布資料でございますが、封筒の中をあけていただきまして、議事次第の後ろに配付資料リストがございます。前回の委員会のために、本日同じ資料を使いますというようなご案内をさせていただきましたが、本日の資料、報告資料1については「前回委員会（2005.7.21）以後の会議等の開催経過について」でございますが、審議資料の1-1から1-6の項につきましては前回第42回配付資料と同様でございます。また審議資料1-7-1でございますが、こちらの資料は「第42回委員会（7/21）での説明資料」でございますが、本日の配付資料には添付をさせていただいておらないんですが、入り口で配布といいましようか、皆さんに閲覧いただくような形で用意してございますので、もし必要があれば入り口で受け取るようにしていただきたいと思います。それから、審議資料1-7-2が本日の方針に対する各委員からの質問でございます。それからあと、そのほかに別紙として追加資料というような形で高田委員からの質問を添付させていただいております。そのほか、その他資料、参考資料が幾つかございまして、参考資料の4-1から4-4、こちらは河川管理者からの提供資料ということでございます。不足等がございましたら庶務の方までお申しつけください。

それから、発言に当たってのお願いでございますが、本日も一般傍聴者の方にも発言の時間を設けさせていただく予定です。その際には黄色の「発言にあたってのお願い」をご一読ください。委員の方々の審議中は一般傍聴者の方々の発言はご遠慮いただきたいと思います。また、議事録を作成いたしますので、委員の方々及び河川管理者の方々におかれましても、発言の際には必ずマイクを通してお名前をいただいた上で発言をいただきますようお願いいたします。携帯電話をお持ちの場合は審議の妨げとなりますので、電源をお切りいただくかマナーモードに設定をお願いします。

本日は18時には終了させていただきたいと思います。ご協力のほどよろしくお願いいたします。

それでは早速審議に移りたいと思います。寺田委員長、よろしくお願い致します。

〔報告〕

1) 前回委員会以後の会議等の開催経過について

○寺田委員長

それでは、4日前に委員会を開催させていただいたばかりになりますけども、本日の委員会を開催させていただきます。きょうの主な委員会の中身としては、前回の4日前の委員会の際にも申しあげましたように、去る7月21日の4日前の委員会の際に、河川管理者の方から淀川水系の5ダムについての方針並びに調査検討結果についての詳しいご説明をいただきました。本日は、その河川管理者の方のご説明に対して、主には委員から、それからもちろん一般の傍聴者の皆さんからもご質問、ご意見をお出しただいて管理者との間で意見交換をさせていただくということが、本日の委員会の主な内容であります。その内容に入ります前に、少し委員会としてお決めいただかなくてはならないということが出てまいりましたので、ちょっと15分ばかり時間をいただいて、私の方からご審議をいただきたいという事項について今から提案をさせていただきます。

これは前回の委員会でも、少し私の個人的な意見も含めて申し上げたことではあるんですけども、今回河川管理者から7月1日付で発表されました5ダムについての方針並びに調査検討結果に対して、委員会としてどのような形で審議を進め、また何らかのとりまとめをするや否やということに関する提案でございます。実は一昨日運営会議を開催いたしまして、主なことはそこで決めさせていただいたわけですけども、その内容をこの委員会の皆さんにお諮りをしたいというふうに思います。内容的には、このようなことを提案したいと思います。

まずは、やはり河川管理者の7月1日付の5ダムについての方針というものは、もちろん現時点でのダムの建設についての考え方について明らかにされたということであると思うんですけども、今後多分河川管理者の方は各関係機関との意見調整等を経て整備計画原案というものをおつくりになる、今は過程にあると思うんです。そういたしますと委員会としても、やはり今回の5ダムについての方針また調査検討結果に対して、現時点での委員会としての考え方もしくは意見のとりまとめをしておく必要があるのではないかと、そういうものを発表しておく必要があるのではないかとということが、まず前提であります。

その考え方また意見を、どういう形でとりまとめをするかということでもありますけども、きょうの資料の中で、その他資料というのが「委員会の今後のスケジュール」ということで入っておりますけども、これをちょっと見ていただきながらお聞きいただきたいと思います。今後の委員会のスケジュールとして、実は8月5日、これは前の委員会の際には全く予定されていなかった

たことであります。8月5日は、当初は委員だけの委員間の学習会というものを予定していた日ですけれども、この日の夕方に急遽委員会を開催させていただこうということが1つあります。

これはなぜかといいますと、先ほどの方針並びに調査検討結果に対する委員会の考え方というものを、まずはなるべく早く、この方針に対しては少なくとも、この委員会の考え方をやはり出すべきではないかというのが運営会議での一致した意見でありました。そこで、8月5日にちょうどそういう委員による意見交換を予定しておりましたので、その日を活用させていただいて、その日までに方針に対する端的な委員会の考え方というものを、とりまとめをして、お出ししようじゃないかということで、8月5日までにいろいろ作業班をつくりまして、端的な委員会の意見、これは名称としては見解というふうな言葉を使いたいと思いますけれども、委員会の考え方というものを見解という形で端的なところをお出ししようじゃないかと。そのために、この8月5日に全体委員会を開催させていただきたいと。

それからもう1つは、やはり今回の方針は随分長く努力してこられた調査検討結果に基づくものでありますので、この方針につながるような関係する調査検討結果の中身も十分検討した上での意見もやはり出すべきだろうと、単に結論的な部分についての簡潔な簡単な見解を述べるだけではいけないんじゃないかということで、そういう意見のとりまとめを9月末をめどにして出そうというのも、一昨日の運営会議での一致した意見でありました。

そこで、9月末までにこの委員会の意見のとりまとめをするために、このスケジュール表に出ておりますように8月24日、これは当初予定されておった日でありまして、それからさらに9月24日、この2回の全体の委員会を開催させていただいて、その間にはできれば先ほどの見解をつくる上での作業班というものを、場合によってはワーキンググループに格上げして、その作業もやってもらいながら、全委員による意見交換もその間にも実施をしていきたいということで、この8月24日と9月24日の委員会を開催し、そして9月24日の最後にはできたら意見とりまとめをして、この方針並びに関係する調査検討結果に対する意見もとりまとめをして発表させてもらいたいというふうなことで、こういうスケジュールというものを、まずご承認いただきたいという点が1つであります。

それからもう1つは、やはりこの、その他資料の下の方に、地域別部会というところに、これは8月17日を筆頭にして、琵琶湖・淀川・木津川上流・猪名川という4つの地域別部会を開催すること、これは前回の委員会でも予定のスケジュールに入っておったわけですが、この4回の地域別部会を、地域別部会も開催をいたしますけれども、主にはこの地域別部会の機会を活用させていただいて、各ダムごとに地域住民の皆さんとの意見交換というものを実施させていただき

たい。

この点は4日前の委員会のときに、私の個人的な委員長の考え方として、ぜひ意見とりまとめ、検討をしていく過程で地域の住民の皆さんからも直接意見をお聞きする、単に意見を聞くだけじゃなくて、一定時間的制約はありますけども、できる範囲で委員と住民の皆さんとの意見交換もできるような、そういう機会をつくりたいということを申し上げていたと思いますけども、これも一昨日の運営会議で皆さんの一致したご了解を得まして、この8月中旬の4回の地域別部会の場を活用して、そして、この資料では住民の意見を聞く会となっておりますけども、これは住民の皆さんと委員の皆さんとの意見交換会という趣旨でございますけども、そういうふうなものを実施したい。

そういうふうな意見を聞く会も行った上で、先ほどのスケジュールにもありましたように全体委員会を9月にまた開きますけども、それまでの間にもう一度また地域別部会も開催をして、各5つのダム事業ごとにきめ細かい委員会の検討を行って、そして9月24日にはできれば委員会としての、5ダムについて管理者がお示しになった方針並びにそれに関する調査検討結果に対する意見というものをとりまとめをして発表したいと。このような形で今後の審議を進めたいということを皆さんにお諮りをしたいと思いますので、この点ご了承いただけますでしょうか。

はい、どうぞ。

○金盛委員

これは1枚目の方ですが、淀川部会が8月20日に第30回と。2枚目の方を見ますと、同じ部会が8月22日となっている、どちらですか。

○寺田委員長

これはちょっとミスでして、当初は8月20日に淀川と木津川の両流を予定しておったのですが、住民の皆さんとの意見交換会をやるとなれば2つ一緒というふうにはいかないということで、淀川の方は22日ということの方が正しいので、この点は誤りです。申しわけございません。

ほかにございませんか。もしなければ、こういうふうな手順で検討と審議を進めさせていただくと。それから、できれば8月5日にはまずは端的な見解、そして9月24日をめどに一定の意見というもののとりまとめをして発表するという2段階の形になりますけども、こういう形で委員会の考え方を発表して、そういうものを受けて今後の管理者の方の整備計画の原案の作成に、ぜひ反映をしていただく、参考にさせていただくということで進めたいと思いますので、皆さんよろしく願いいたします。

それでは、ちょっと、きょうお配りしている議事次第とは違うんですけども、そういうことで

今の第1の議題を終わらせていただきます。

2番目の方の議題に入ります前に、ちょっとこの議事次第では進行関係がわかりにくい形になっておりますので、少しその点だけ説明をさせていただきます。きょうは冒頭に申しあげましたように、去る21日に管理者の方から詳しく説明をしていただいた方針と調査検討結果の中身についての意見交換というものを行わせていただくわけですが、その進め方は、まずはこちらの方の委員会で各地域別部会の部会長さんを中心として、委員の皆さんから寄せていただきました質問というものを、一応集約した形で代表的な質問を行っていただきます。

全般的な5つのダム共通に関する部分がまず最初、それからその後に5つのダムごとに時間配分をいたしまして、部会長さんから代表的な質問をしていただいて、それに対して管理者の方から一定の説明なり考え方をお聞かせいただくと、それからその後に委員の皆さんから直接に、ここだけは自分がみずからやはりちゃんと聞きたいというところがありかと思えますから、そういうものもお聞きいただきます。それから、きょう傍聴いただいております皆さんも各ダムごとの時間の中で、一般のきょうお越しいただいている傍聴席の皆さんからも、ご意見もしくはご質問を出していただくということにさせていただきますので、各ダムごとの進行の中で、それは皆さんにあればどうぞということをご案内いたしますので、その場その場でお出しいただきたいと思えます。

したがって、きょうの議事次第にいつものような形で「一般傍聴者からの意見聴取」というのを最後の方にちょっと書いてますが、そういう形ではきょうは行いませんので、各ダムごとに分ける中で行っていきたく思っておりますので、そういう進行を少し頭に置いていただいて、よくお聞きいただいて、また意見をお出しいただきたいと思えます。

それで、今申し上げたような順序でこれから進めさせていただきますので、まずトップバッターで、5ダム共通に関する部分ということで、今本副委員長の方からよろしく願いいたします。

○今本副委員長

それでは、共通事項ということの質問から入らせていただきます。ちょっと横の方は見づらいかもわかりませんが、なるべくゆっくり説明しますので、お聞きください。

共通の部分につきましては、大きく分けまして7種類の質問があります。1番目は方針について、2番目は方針を決める判断基準について、3番目は関係者との調整について、4番目は方針を示した後の対応について、5番目は河道整備について、6番目は水需要管理について、7番目は住民意見の聴取反映についてであります。

一番最初の方針であります、河川管理者から示されました方針には、「実施する」、あるいは

は「当面実施せず」という方針が示されております。この変更があり得るのかどうかというのが①です。できれば、「ある」、「ない」の端的な形でお答えいただきたいと思います。②番目は、当面実施せずの「当面」に期間あるいは条件がありますかということです。また、「中止」と「当面実施せず」とはどう違うのですかというのが②番目の質問です。

次は、方針を決める判断基準についてです。第1次流域委員会はダムについての基本的な考え方としまして、環境からは人間の生存に不可欠な場合以外は認められない、治水面からは最後の選択肢とするべき、利水面からは新たな水資源開発はしない、という考え方を示しました。河川管理者の判断基準をお聞かせください。

次は、示されました方針には「関係者」という言葉が幾つか出てきます。関係者とはだれを意味しますか、調整はどのようにして行われるのですか。調整の具体的な経緯及び結果はどのようにして公開されるのですかというのが③番目の質問です。

④番目は、方針を示した後の対応についてです。「実施する」としている場合、中止している本体工事の着手はいつといいますか、どうなりますかということです。逆に「当面実施せず」の場合、これまで行ってきた環境調査などはどうなりますかということです。

次、⑤番目は河道整備についてです。河道内の樹木伐採や河道掘削により流下能力を増大する施策は、ダム事業のいかんにかかわらず実施する必要があると考えますが、河川管理者はどう考えられていますか。河川管理者が2003年9月の基礎原案以来、一貫して示してこられました堤防強化はダム事業のいかんにかかわらず優先的に実施する必要があると考えますが、河川管理者はどう考えられていますか。これは、これまでの説明では優先的に実施すると書かれていましたが、今回の方針には堤防強化という言葉が最後に1度出てくるだけです。堤防強化で重要なことは破堤原因の75%を占めるといわれる越水への対応です。対越水堤防への取り組みをお聞かせください。

⑥番目は水需要管理についてです。現在、需要と供給がほぼバランスし、少子高齢社会を迎えて将来の水需要は減少すると予測されますが、異常渇水に備えて水需要管理に移行する必要があると考えます。河川管理者のお考えをお聞かせください。水需要管理ということは委員会側が提案したのですが、方針の中には盛り込まれていません。

最後の⑦は住民意見の聴取反映についてであります。流域委員会の提言、意見書を受け、対話集会などを通じて民意の把握に努められていますが、これらが方針にどのように反映されたかをお聞かせください。また、住民の意見の聴取反映についての今後の計画をお聞かせください。

以上ですが、この質問は委員の皆さんあるいは全委員の皆さんから寄せられました意見をもと

につくったものですが、一部私自身が必要と判断して加えたり、あるいは寄せられた意見のうち採用しなかったものがあります。委員の方で後ほどどうしても聞きたいということがあれば、お聞きいただきたいと思います。以上です。

河川管理者の方から、これらの質問にお答えいただけますか。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 児玉）

河川調査官の児玉でございます。私の方から共通事項に関するご質問について、私どもの考え方をご説明させていただきたいと思います。

まず、共通の1の方針についてのところでありますけれども、まず方針の変更はあるかどうかということですが、これについては、まずこの方針の位置づけがどのようなものであったかということ、これは少々長くなりますが、もう一度あえて申し上げさせていただきたいと思います。資料で申し上げますと、7月21日の審議資料の1-1という1枚紙でございますけれども、これが私どもの今回の方針の位置づけでございます。

私どもは、各ダムにつきましては調査検討をこれまでずっと実施してきておりました。今回、この調査検討の結果を踏まえて、それぞれのダムごとに治水、利水の必要性、緊急性、あるいは経済的なメリット、環境への影響等の観点から総合的に検討して、私ども国土交通省としての各ダムの方針をとりまとめたものです。この方針あるいは方針に至る調査検討の結果というのを説明させていただいて、各方面からのご意見を伺いながら、関係者との調整を行い、計画内容を確定していくというものでございます。これが、まず基本的なこの方針の位置づけであります。

今申し上げましたように、今後皆さん方のご意見を伺い関係者と調整するということにしております。その一方で、今回の方針が一切今後変わらない、あるいは変えるつもりがない、変える意思がないというふうなことを申し上げれば、これは明らかに論理矛盾を来すこととなります。今後、各方面のご意見を伺って関係者との調整をするという過程を経まして、結果として今回の方針と異なるということはあることだというふうに考えています。

ただ、しかしながら今回この方針を私どもが出すに当たっては、今申し上げましたけれども、総合的にさまざまなことを考えに考えた結果としてお出ししたものでありますので、今後この方針あるいは調査検討の結果ということについては、十分に説明をしまいたいという考えでございます。これが①の部分に対する考え方でございます。

②の部分でございますけれども、これは7月21日の資料で申し上げますと、審議資料の1-2、5ダムについての方針の中の、当面実施せずということが記載されておりますのは、大戸川ダムあるいは余野川ダムのところでございます。そのフレーズの後の部分をごらんいただきたいと思

いますけれども、大戸川ダムについては3つ目のポツがございますけれども、当面実施せずの後でございます。「宇治川・淀川の河川整備が進んだ段階で狭窄部（保津峡、岩倉峡）の開削の扱いとあわせて治水面の対応策について検討する」ということであります。この期間あるいは条件がありますかということに関しては、この後半部分を検討するということでございます。同様に余野川ダムにつきましても、3つ目のポツでございます。2行目から、余野川ダム事業は当面実施せずとございますが、その後の部分でございますが、「今後、水系全体の社会経済状況の変化や河川整備の進捗に応じて、治水上の緊急性について検討する」ということでございまして、これを検討するということでございます。

○今本副委員長

ちょっと待ってください。そうしますと今の説明ですと、「当面実施せず」ということと「中止」とは違うということですか。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 児玉）

私どもは中止という言葉は使っておりません。

○今本副委員長

わかりました。違うということですね。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 児玉）

言葉として、私どもは当面実施せずということですよ。

次に、共通の2の方針を決める判断基準ということでございますけれども、これについてはこれまで何度かご説明しておりますけれども、ダムについての基本的な考え方については現在ございます一番最新の河川整備計画基礎案でございます。これはお手元の近くの資料をごらんいただければございますが、基礎案のダム計画の方針というところがございます。その4ポツ、7ポツにダム計画の方針というところがございます。

これは何度も既に耳にされておるフレーズだと思いますが、あえてもう一度申し上げますけれども、「治水、利水面からダムの効用は大きい。しかし水没を伴い、河川環境を大きく改変することも事実である」と、「他に経済的にも実行可能で有効な方法がない場合において、ダム建設に伴う社会環境、自然環境への影響について、その軽減策も含め、他の河川事業にもまして、より慎重に検討した上で、妥当と判断される場合に実施する」というのが、私どものダムについての基本的な考え方でございます。それぞれどのような調査を行ったかということについては、今回とりまとめた資料の内容でございます。この調査検討結果を踏まえて、先ほどの審議資料の1-1にもございましたけれども、私どもとして総合的に検討した結果として、この方針を提示さ

せていただいているということでございます。

共通の2については以上でございます。

次に、共通の3の「関係者」でございますけれども、これはダム計画の内容を確定していくに当たって調整を行います関係者ということでありまして、端的に具体的に申し上げますとダム計画について費用負担を行っていただく者であります。これは全量撤退をする利水者、こういった方も含めてでございます。

ちょっと説明が前後いたしました、この7月21日の審議資料の1-2のペーパーの中で「関係者」という言葉が出てまいりますが、今私が申し上げましたのは1ページに該当する、1ページの中に「関係者」という言葉が何度か出ていますが、そのページの「関係者」であります。

2ページ以降にも幾つか「関係者」というのが出てまいりますが、これにつきましてはダム計画そのものの関係者、費用負担を行う者ではなくて、それぞれ、なお書きのところに「関係者」というのが出てまいりますが、これはダム計画と関連して実施しておる事業などについてでございます。これについては、まさにそれぞれの項目ごとの関係者、何とか県であるとかという、その案件に関する関係者であります。

②でございますけれども、調整はその案件ごとに、その主体と調整させていただくということでございます。

③の、結果はどのように公開されるのかということでございますが、これは計画内容が確定されるということをもって、その計画内容をご報告するということが結果は公開されるということでございます。これは調整事でございますので、その過程につきましては可能なものがあればご報告をさせていただくということになると考えてございます。

次に共通の4でございますけれども、①の実施する場合、本体工事の着手ということでございますけれども、これはまず今回の方針の位置づけは先ほど申し上げましたように、これを関係者の皆さん方に説明し、そして意見をいただく、調整を行うということがございます。その後に計画内容として確定をするということでございますが、その計画内容として確定した内容を整備計画に反映させることとなります。河川整備計画として確定した上で、それぞれの実施する場合の本体工事等については着手をするということとなります。

②の当面実施せずという記述になっておるものの環境調査についてでございますが、これは21日の審議資料1-3の調査検討のとりまとめの、例えば大戸川ダムについての6ページにも記載をさせていただいておりますけれども、これまでの調査検討の結果については、今後ホームページ等で公表させていただきたいというふうに考えてございます。

次に、共通の5でございます。まず①、河道内の樹木伐採等でございますが、これについては河川の河道の適切な維持管理として、樹木伐採については必要なことと認識してございます。整備計画の基礎案につきましても、繁茂の状況あるいは河川環境の保全に配慮しつつ、災害防止等の観点から樹木の拡大防止等、適切な対策を図るというふうに記述をさせていただいておるところでございます。

②の堤防強化でございますが、これは③とあわせて申し上げたいと思いますが、堤防強化についてはダムを直ちに実施するしないということの有無にかかわらず、これは実施をするということとはかねがね申し上げてきましたが、そのことについては全く変わってございません。破堤の原因につきましては、大きく申し上げまして浸透、侵食、越水というのがございます。現段階では越水の対策につきましては、安全性の評価指標が確立されていないというようなこと、あるいは法令等での位置づけも必要であるということから、実施については時間を要するというふうに考えております。浸透、侵食については安全性の評価指標が既に確立されておりますので、評価あるいはそれに伴います、評価をした結果ここは危ないというものについては既に対策を実施し始めているということでございます。越水対策については先ほど申し上げました課題がございましたけれども、評価指標の確立やあるいは経済的な対策をどうやっていったらいいのかというようなことについては、かねがね検討していくということを申し上げております。さまざまな実験も含めて、これは並行して検討を行っていらっしゃるということでございます。

次に、共通の6の水需要管理ということに関連して、河川管理者はどう受け取って考えておられるのかということでございます。私どもの整備計画の基礎案の中では、水需要管理という言葉では書いてございませんけれども、水需要管理という考え方を受けまして、具体的には水需要を抑制すること、実際に水を使う量をどのように減らしていくのかということ、そしてもう1つは、水需要を精査確認するという、この2点について行ってございます。

1点目の水の量をどのように減らしていくかということについては、昨年もキャンペーンを行いました。人間のためだけの水ですかというキャンペーンを行ったことをご報告させていただきましたが、ことしもそのキャンペーンをさせていただいております。21日の委員会のときにチラシを1枚配布させていただいておったのですが、ちょっと時間の関係でご説明いたしませんでした。ことしも同様に実施をしていきたいというふうに考えてございます。これが1点目でございます。

2点目の水需要を精査確認するということについては、水需要の精査確認ということについては私どもから利水者の方に個別にヒアリング等をさせていただいてきましたけれども、それと並

行して利水者はみずから水需要の見直しについて見直しをして、それぞれの利水者において一定の方向が、これは程度の違いはございますけれども、一定の方向が出ているところでございます。それぞれの各ダムに参画する利水者における水需要の見直し、あるいはその水源の手当の方向については、これは各ダムの利水の項目のところに記載をさせていただいているところでございます。

結果といたしまして、現時点では京都府、三重県が減量をいたしますけれども、利水参画を継続する方向であるという認識でございます。河川管理者として、これまで各利水者の方からこれだけの水が必要だといったときに、チェックが不十分で、それをそのまま受け入れているのではないかというような批判がございましたけれども、私ども河川管理者としてできる範囲のことでございますけれども、私どもとしてもチェックをさせていただいております。その結果につきましては昨年12月の段階の中間とりまとめで、それぞれ京都府あるいは三重県について新規利水がこの程度必要だということに関して、私どもが見てもやはり新規利水がどうしても必要だろうということ、精査確認の結果というのをお示ししているところでございます。以上が、共通の6の部分でございます。

共通の7の住民意見の聴取反映ということでございますけれども、私どもはこれまでダムについての調査検討を行ってきましたが、その調査検討の結果を踏まえて今回の方針を出してございます。その調査検討を行うに当たっては、これまで長い時間をかけてございますけれども、流域委員会からの意見あるいは住民の皆さんの討論会での意見のやりとり、さらに行政の方とも意見交換をさせていただいております。そのさまざまな意見があったことを踏まえながら調査検討を進めてきたところでございます。例えば代替案を検討しろという意見、もっと具体的に代替案についてこういう代替案を検討しろというような意見などがございました。これらについては、それぞれのダムについてそれを踏まえた調査検討を行ってきたところでございます。その調査検討の結果を踏まえて、私どもとして今回方針ということを出させていただいております。

②の住民意見の聴取反映についてでございますけれども、これは住民意見の聴取についてはこれまでさまざまな方法でやってまいりましたけれども、今後も当然この意見聴取というのを行っていきたいとは考えてございますけれども、どういう方法が適切なのかということについては、私どもとしてもさらに考えた上で引き続き行ってまいりたいと考えてございます。具体的に、これについてはスケジュール的にいついつからどうするというのは、現時点ではまだ決まっておりません。

以上でございます。

○今本副委員長

委員の方でどなたか補足的にこれは聞いておきたいという方、ございませんでしょうか。はい、どうぞ。

○川上委員

木津川上流部会の川上でございます。

関係者についてでございますが、ただいまのご説明によりますと、ダム建設に参加して費用を負担する者と全面撤退する者、それと道路整備などにかかわっている関連事業者というお話でございましたが、それ以外にも関係者として、調整といいますか、説明の必要な方々がいらっしゃると思うんです。例えば、ダム建設予定地から移住した住民、建設予定地の地権者など何らかの権利を持っている者、それから河川や流水に何らかの権利を持っている、例えば内水面漁業者ですとか、あるいは農業用水の水利権者。それから、木津川上流部会に関して言いますと、上野遊水地区の地権者ですとか、あるいは三重県から上水供給を受ける予定の受水予定者。これは水道料金がどうなるかというふうなことも関係があるかと思うんですけれども、それは河川管理者の直接の権限外だと言われればそうかもしれませんが、そういう人たちも関係者と言えるのではないかというふうに思います。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 児玉）

児玉です。

この7月21日の審議資料1-2でペーパーとして書かせていただいた関係者というのは先ほど私が申し上げたものでございますが、この方針について各方面からご意見を伺いたいというふうにも申し上げてございます。これについては、まさに直接にお金を負担するという方たち以外も含んでございます。さまざまな方にこの方針あるいは方針に至る調査検討の結果ということについてはご説明をし、ご意見をいただくということでございますけれども、計画内容という意味でこれを確定していくためにはそれぞれこれを実際に負担していただく方たちと調整が必要だということで、そういう意味でここは書き分けをさせていただいてございます。

○今本副委員長

ほかはいかがでしょうか。はい、どうぞ。できるだけ簡単をお願いします。

○岡田委員

京都大学の岡田です。

今の関係者の話ですが、今後いろいろ話が煮詰まっていく中で関係者がさらにふえるということとはあり得るのでしょうか。それから、例えば場合によってはその時点で協議会的な方式も必要

になってくると思いますが、そういうのは関係者とは呼んでおられないのでしょうか。以上です。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 児玉）

児玉です。

関係者については私ども現時点で一定の想定をさせていただいておりますけども、これは今後の調整ということでございますので、「いやいや、私はお金を出してこの計画にどうしても参画したい」という話があれば、理論上、その関係者としてふえていくというようなこともあり得るということでございます。

2点目の調整について、私は先ほど個別の主体ごとにということを申し上げましたけれども、これは調整の状況によって複数の方が集まってやっていく方がより望ましいという段階がもしあるとすればそのようなことはあり得るということでございますが、現時点ではまず個別の主体ごとに調整・協議というのをさせていただこうというふうに考えてございます。

○今本副委員長

ここで一般傍聴者の方に移りたいと思います。どなたか質問ございますでしょうか。どうぞ。

○傍聴者（志岐）

志岐と申します。質問とその理由を申します。

この流域の関係につきまして総合的に物を考えるということは整備局も流域委員会も一貫しているように思いますけれども、その中の治水に関しましては、どうも総合治水という観点が抜けているように思うんですがいかがでございましょうかというのが質問でございます。

きょうの今のお話を伺いまして、例えば河道整備。これは流下能力を保持し、ふやすという問題意識のようにうかがえます。治水のためには一刻も早く海へ水を流してしまうというのはかなり古い発想であると思います。江戸時代に戻って川の右岸と左岸で片方の堤防を低くしてとか、そんなことを要求しようとは思いませんが、上流域あるいは集水域、あるいは雨の降る場所の協力・努力、これを最大限にですね。例えば、各家で水をためる、天井に水を納めるとか、そういうことまで含めましているいろいろな方策。あるいは、緑のダムというようなことの効果をこれまでほとんど無視してよいようなふうに発言されておりますが、私から見れば、これは過小評価されているというふうに思うんですけども、いかがでございましょうか。

○今本副委員長

それは全くの誤解です。私どものこれまでの検討は、総合治水というものを超えて河川対応と流域対応の併用でやっていこうということです。それから、森林につきましても十分に検討しておりまして、それが検討されていないというのは全くの見込み違いで、よく議事録なり資料なり

を読んで質問していただきたいと思います。

河川管理者から何かありますか。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 児玉）

児玉です。

治水の対策について、これは前回のときもあえて説明をしていませんけれども、「自分で守る」、「みんなで守る」、「地域で守る」というソフト施策、これをハード施策と並んで強力に進めていかなければならないものだというふうに私どもは考えてございます。そのソフト施策の中にはさまざまな流域での対策というのも含んでおり、ダムの有無にかかわらず、これについてやっていかないといけないことだという認識でございます。

○今本副委員長

ほか、ございますでしょうか。真ん中の方、どうぞ。

○傍聴者（畑中）

伊賀から来ました畑中尚といいます。

今議論になっておりますこのダム建設におけるアロケの問題ですね。アロケーション、費用負担の問題。これが今利水撤退によって崩れかかっているわけですね。ですから、先ほど児玉さんからも説明がありましたが、方針を示し理解を得ていくというお話なんです。私は、ダム実施続行ということであれば、このアロケが崩れている段階で、じゃ奈良県は一体幾ら費用を負担していただけるのか、西宮市さんはどうだとか、三重県あるいは伊賀市はどうだとか、こういうものをとりまとめて、本当に建設できるのかも判断基準に入れてアロケをここで発表すべきだと。「方針は出したんだけど、費用負担はこれからだ」と、これではダム建設は進まないと思ってしまうんですが、いかがでしょうか。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 児玉）

児玉です。

私ども、この方針を出して、これからまさに関係者と調整を始めていくということでございます。その調整を経て計画内容を確定していくということでございます。

○今本副委員長

はい、どうぞ。

○傍聴者（村上）

滋賀県の余呉町から参りました村上と申します。

河川管理者の方に今回の方針を出された上でのロジックについてちょっとお伺いしたいのですが、前回のときにお配りいただいた審議資料1-2の中でこの方針を出すに当たっての基準として治水・利水の必要性、緊急性、それから経済的なメリット、その上での環境への影響というものを挙げられているわけですが、この中の「経済的なメリット」が指しているものを確認したいのですが。あるいは「経済的にも不利になる」という言葉が途中に使ってあるんですが、この「経済的な」というのは単純に建設コストのことを指していらっしゃるのか、それとも今後ダム等の施設をつくっていったときの今後の管理コストと将来的なものをすべて含めて見渡した上でコストあるいは経済的なものというのをおっしゃっているのか、そこをお伺いしたいと思います。流域委員会では100年先を見た川づくりというものを求めているはずなんですけれども、それにこたえ得るような基準で経済的というものを見ていらっしゃるのかをお伺いしたいと思います。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 児玉）

児玉です。

7月21日の審議資料1-2の1ページの下の方に出てきます「経済的なメリット」という部分でございますが、ここについては、これは文脈としてこのパラグラフの前半部分でございますけれども、これまでのいずれのダムも治水や利水を目的としまして共同事業として実施をしてきました。それによりまして、単独でダムをつくるというよりも一緒にやるということ、割り勘でやるということで安くなっておりました。それが今回、確定ではございませんけれども、利水が撤退するというようなことがございます。これに伴って今申し上げた意味での経済的なメリットがなくなってしまうということ、このことを指して「経済的なメリット」とここでは特別に出して記述をさせていただいております。もちろん、全体的なコストという観点は総合的に検討する中の一つの要素として、一般的な意味でのコストの観点というのはこの中に含まれて検討をしてございます。

○今本副委員長

ほか、いかがでしょうか。はい、どうぞ。

○傍聴者（増田）

箕面から参りました増田です。

余野川ダムの個々の点で質問したいことがあるんですけど、ちょっとこの段階で共通するものとしてお聞きしたいのが余野川ダムと大戸川ダムですけれども、「当面実施せず、」という当面の説明があったんですけども、「当面実施せず、」の以下が当面の期間なのだというようなこ

とだったと思うんですけども、余野川ダムと大戸川ダムは微妙に書かれている内容が違います。それぞれのこの2つのダムについて、「当面実施せず、」の以下、それについて本当にどれぐらいの期間を考えられているのか。

例えば余野川ダムでしたら、「河川整備の進捗に応じて、治水上の緊急性について検討する。」と。この治水上の緊急性についてはもう検討されているんじゃないかなと思うんですけども、あえてこういうふうにして書かれているんですが、具体的にどれぐらいの期間を思われているのか。

そして、大戸川ダムですが、これは21日の説明に対して今本副委員長の質問書にもありましたけど、川上ダムとのダブルスタンダードですか、何かちょっとそういう微妙なところもあるかとは思いますが、こちらは「狭窄部（保津峡、岩倉峡）の開削の扱いとあわせて」と。余野川ダムは「開削する」と言っているんですが、これは「開削の扱いとあわせて」云々かんぬんと書かれております。同じ「当面実施せず、」という内容でも期間的な流れは違うんじゃないかとすごく感じるんですけども、その辺を具体的にお答えいただきたいんですが。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 児玉）

児玉です。

具体的に当面というのがどの程度かということでございますけれども、それぞれのところにございますように、河川の整備がどのように進捗していくのかというようなことは予算の制約を受けますし、あるいは社会経済情勢の変化というのもまさに今後どのように変化するかということございまして、明確に予測できないという認識でございます。このため、具体的にいつということは現時点では申し上げられません。

○今本副委員長

あとお一方。はい、どうぞ。

○傍聴者（細川）

尼崎市の細川です。

堤防強化についてなんですけれども、地元の場所では河川管理者自身から真っ先に越水する危険があるという場所に関して最近堤防強化の実施の方針が出たんですけども、その中にはやっぱり越水に対する対策がありません。地元では対越水堤防の実現を強く望んでいるんですけども、今「検討される」というふうにおっしゃいましたけれども、今後実験をやっていかないと実施は不可能だというふうに聞いています。この実験が進んでいるのかどうかということを伺いたいんですが。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 児玉）

児玉です。

実験を含めた検討については、既に物が実験施設としてできたかどうかという意味ではまだですが、その具体的な実験に向けて既に検討を始めているところです。

○今本副委員長

まだ質問は多々あると思いますが、次の丹生ダムがつかえております。時間がかかり押し切りますので、丹生ダムの方に移らせていただきます。

○中村委員

丹生ダムの方針及び調査検討に対する質問を琵琶湖部会としてさせていただきます。委員の先生方からいただいたものを私がまとめたものなのですが、前回の今本副委員長の説明にありましたように、私の方で解釈して記述した部分がございます。あるいは、私の意見も反映しつつとりまとめたものでございます。

まず計画の概要ですが、これはもう既に皆さんご承知のとおりでございます、当初計画から新たな方針に変わっていったということでございます。新たな方針に関しては、瀬切れに関しては琵琶湖からの逆送水、水位低下の抑制については洗堰の水位操作で対応する、新規利水は全面撤退の見込み、異常渇水時の緊急補給は琵琶湖で確保、それから治水専用ダムとして実施するということですが、それぞれについて質問がたくさん出ております。

質問のカテゴリーですが、この8項目です。最後の全体についてはほぼ前回のやりとりでカバーされているということでございます。

まず、計画の経緯、目的変更、対応する制度上の課題などということでございます。

1番目でございますが、有効貯水量が当初計画で1億4,300万 m^3 、治水・利水を中心とした多目的ダム計画だったわけですが、その後、容量をそのままにして利水分を急激な水位低下抑制に目的変更。さらに、今回、治水安全度を確保した上で渇水対策容量を確保するという新たな考えのもとで容量が3分の1程度、治水を単独目的とする計画に変更したということなのですが、結果的に当初のダム計画は利水面から見て過大過ぎて、その後の環境振りかえというのは理にかなわないという結論に至ったという理解でよろしいかどうかと。

それから、2番目でございますが、目的変更が起こったということで特定多目的ダム法のダムから根拠法も変わり、事業主体は変更されるということになるかと思うんですが、事業主体は直轄なのか滋賀県単独なのかと。

それから、維持管理費の負担。先ほども出ましたですけども、費用負担の問題。それから、渇

水対策容量 $2,000\text{万m}^3$ の費用負担はどう考えるのかと。それから、利水権者の撤退があったわけですけども、現行の法律の利水権者の撤退ルールで十分対応できるのか、新たな検討が必要なのかということでございます。新たな検討が必要な場合には現時点でどういうことをお考えなのかと。

ダムは容量・構造ですが、新規ダムの具体的な記述がちょっとわかりにくかったんですが、洪水調整容量 $3,300\text{万m}^3$ プラス洪水対策容量の $2,000\text{万m}^3$ で $5,300\text{万m}^3$ 、それに堆砂容量 700万m^3 を加えた $6,000\text{万m}^3$ ということによろしいのか、この 700万m^3 が変わって総貯水量は $6,000\text{万m}^3$ 以下になるのか、あるいは別の理由で $6,000\text{万m}^3$ 以上になるのかということをお伺いしたいと。仮に有効貯水量 $5,300\text{万m}^3$ の治水専用ダムに変更した場合に環境面も含めていろんな検討が委員会の方でも必要になってくるわけですけども、以下の4項目については全く情報が提示されていないわけなので現在わかる範囲で教えていただきたいと。ダムの大きさ及び構造、特に放流口の大きさ及び位置。つまり、ダムの堤体の構造ですよね。それから、洪水時以外を含めたダムの運転操作の概要。それから、ダムの洪水調整容量をこれまで以上に確保するためという括弧書きの部分があるわけですが、洪水期はダム貯水池に水をため続けるのかどうかということでございます。それと、貯水池運用に関する具体的な説明を今後機会を見てお願いしたいと。

ダムの治水効果でございますが、治水効果で示されたのは「高時川・姉川の洪水調節」と「琵琶湖周辺の洪水防御及び下流淀川の洪水調節」と、この2点に大きく分けられているということでございます。

前者の「高時川・姉川の洪水調節」ですが、異常洪水対策分の治水容量を $2,000\text{万m}^3$ ふやしてもダム集水域に降らない確率というのはどういうふうにご考えておられるのかと。

それから、2番目の「琵琶湖周辺の洪水防御及び下流淀川の洪水調節」ですが、高時川上流で琵琶湖全体の上昇水位を7cm抑制する降雨の確率はどの程度なのかと。それと、他の代替案との比較。例えば、具体的に挙げられているんですが、瀬田川の流下能力を増大させることで回避する、あるいは洪水調整容量 $2,000\text{万m}^3$ を確保するに要する事業費相当分を洪水期に琵琶湖の水位を現行より7cm上げることによる治水安全度低下の代償とする、例えば洪水保険制度の設立などとの比較等は考えておられるか見解を伺いたいと。それから、7cmの水位上昇がもたらす治水の費用効果というようなことも教えていただきたいと。

次はオーバーピークの抑制ということで、これはちょっと出てきた質問をそのまま読ませていただきます。琵琶湖に流入するすべての河川流量や降雨量の合計が最大放流量 $1,000\text{万m}^3$ をはるかにオーバーする場合、これは洗堰からの最大放水量と大戸川からの流入量が合流する場合に

なるわけですが、この確率とその制御の方法ということを教えてください。

それから、ダム治水効果に関する緊急性の記述があるわけですが、どういう記述かと申しますと、「丹生ダムによる高時川・姉川の洪水調節や淀川の異常渇水対策の必要性に変わりはなく、緊急性も高い。」と。この「緊急性も高い。」の部分なんですけど、具体的に緊急性が高い事由について説明をお願いしたい。特に新たな構想に基づくダム事業、これは異常渇水対策と直接関係するわけですが、こちらの緊急性の意味と、河道整備や堤防強化、これは異常渇水対策とは直接関係しないわけですが、それとの緊急性の比較に基づいた考え方を示していただきたい。

河道あるいは流域対応による治水効果の検討なんですけど、これはもう前回副委員長からの説明にあったとおりなんですけど、ちょっと重要なことですので繰り返させていただきます。堤防の強度が不十分であれば破堤するということがわかっているわけですが、堤防強化の高時川について、これまでの経緯、現在の強度、また河道内樹木の伐採や高水敷掘削などによる水位低下量の根拠、あるいは低下量をさらに増加させる工夫や可能性についてはどうお考えなのか。あるいは、他の代替技術で水位低下量を増加させる、これは具体的に委員の先生からは高時川の狭窄部の部分開削ということが挙げられているわけですが、既におやりになっている部分もあるんですけど、そういう技術的な可能性の検討ということをお願いしたい。

それから、堤防強化の新しい工法、流域対応のさまざまな可能性、警戒・避難のソフト対応をさらに発展させて、関係機関の幅広い連携のもとで淀川下流住民を含めた有形無形の支援を幅広く求めていく客観的な情勢というのがあるのかどうかということでございます。これは、歴史的にはぐくまれた地域のかたいきずなどというものがあるわけですが、そういうものをベースにしたソフト対策、あるいはこの流域委員会も含めた関係機関や関係者の幅広い連携の醸成、環境の醸成ということが仮にあったとした場合に、河川管理者としてダムに頼らない治水をかけがえのない琵琶湖の保全に大きく貢献させていく、あるいは我が国の治水事業にとって画期的であると考えられるようなものをつくっていくというような必要性あるいは重要性の認識ということで見解があったら教えてください。

次にダムの環境への影響でございますが、これは比較的具体的でございます。環境振りかえのことでございますが、琵琶湖の水位低下時に丹生ダムから補給して琵琶湖の水位を上昇させる、急激な水位の低下を抑制するという考え方は基本的に放棄されたという理解でよろしいのか。

それから、洪水時の貯留時間と洪水の排出時には濁水が直接河川生態系に及ぼすのみならず、下流の河床材料や水位変動を変化させると考えられるが、下流へ及ぼす負の影響はどの程度に想定しているのか。また、貯留がないときにも河道の連続性が遮断されたり、あるいは土砂移動の

阻害というようなものがあるわけですが、このあたりをどう考えているのかと。

それから、森林については、その喪失面積でございますが、水没に伴う自然環境の変化は別途議論するという記述があるわけですが、これは森林の問題も含めてだと思うんですが、いつごろからどのように議論するのかという質問も出ております。

それから、希少生物生息空間の創出に対する対応策ということで、これは非常にたくさん出ているんですが、基本的には特定の種の移殖や人工的な生息環境の創出が案の中心的な記述になっているわけですが、種の移殖による保全ということでは生態系を保全していることにはならないと。種の保全対策のみを考慮している理由を教えてください。それから、溪畔林を含めた自然環境が大面積に水没・消失するということですが、こういう生態系を別の場所に創出することは不可能なので、これについても河川管理者と委員会との間で同様な認識であるのかどうかということを教えてください。

それから、クマタカについてでございますが、つがいが生息地を追われて結果的に生存できないということがあった場合に法律の「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」に抵触するようなことがないだろうかということの質問がございます。

それから、水没する水域で予測される環境の影響について具体的な見解を示してくださいということで、これは項目が非常にたくさんありますので別途ご説明いただければよろしいかと思います。

それから、自然環境への影響、それからダム環境への影響、いずれも姉川・高時川河川環境ワーキング、丹生ダム環境保全対策懇談会の先生方に指導・助言をいただいているということでそれをとりまとめたわけですが、この2つの会議での判断が今回の環境面からの評価に重要な役割を果たしたわけですが、両会議のメンバー構成や専門分野、個々の委員の意見形成の客観性や公平性がその判断に大きな影響を及ぼすことを考えれば、淀川水系流域委員会がその結論をそのまま全面的に受け入れがたい場合があり得るということですが、その場合の対応についてはどうお考えなのか、お伺いしたいと。それから、より詳細な調査検討をこの2つの委員会が果たすことになる前提ですが、その場合には流域委員会とどういう関係を持つのが望ましいかとお考えか、これも教えてください。

最後のスライドになるわけですが、自然環境への影響調査の問題で、大変大部な資料を提供いただいたんですが、いただいた提示資料が第2回目に変更になりました1億5,000万 m^3 の計画に対するもので、今回の新たな計画には当てはまっていないわけで、今回のダムを対象とした調査についてどういうふうに取り組んでいかれるか、お考えを示していただきたいと。

ただ、非常に短期間に詳細かつ緻密な調査を行われ、そのすべてを今回ご提示いただいたということに関しては非常にご苦勞をされたということで敬意を表するわけですが、この記述の結論部のほとんどが「影響は小さい」という一言で結んでおられます。地質的に形成されてきた琵琶湖とその集水域のかけがえのない自然をめぐる複雑で不確実性を伴う物理科学、生物現象が引き起こす琵琶湖内の生態系の長期的な影響の考察はほとんど行われていないと。このため、今後の不可逆的なマイナスの影響が生ずる可能性を否定したり、その懸念を払拭したりすることはできないものになっていると。この点に関しての見解と今後の検討に向けた考え方を示していただきたいと。

それから、利水については共通項目で挙げられたことが中心になるわけですが、特にこの地点では、高時川の利水については渇水時流量は既に使い尽くされていて、かんがい水利権を大幅に下回っていると。丹生ダムで補給するのではなく逆送水するという今回の計画の容量の詳細を説明していただきたいと。丹生ダムには維持流量の補給計画はないと考えていいのか、あると考えるべきなのかと。

それから、最後は代替案なんですが、治水効果の評価あるいは費用の積算根拠、費用の見積もりの適正云々等については不明なので今後詳細な説明をいただきたいというご意見がございました。

以上が一昨日までに提出された委員の意見及び質問をとりまとめたものでございます。このほか、委員の方々から補足・追加、あるいは私の説明で不備な点について何かございましたらよろしく申し上げます。

寺川委員、お願いします。

○寺川委員

この代表質問に対する回答は先にしてもらわなくていいんですか。

○中村委員

それを先にしましょう。これについて、まず河川管理者の方から答えられる部分についてはよろしく申し上げます。

○河川管理者（近畿地方整備局 琵琶湖河川事務所長 河村）

琵琶湖河川事務所長の河村でございます。私の方からお答えできる部分はお答えさせていただきますと思います。

まず、大変多くのご質問をいただきましたが、現時点でまだ計画内容が確定していない、具体的な数量が決まらなるとお答えできないものが数多くございました。ですから、そういった件に

については今後関係者との調整を行って、計画なりが確定した段階でご説明させていただきたいと思っておりますので今回は省略をさせていただきたい、この点についてはご了解をいただきたいと思います。

それで、まず質問の最初の部分、計画の一番最初のぼつの部分ですね。これにつきましては我々今回のダムについての方針をご説明いたしましたペーパーのところに書いてございます。

「各ダムごとに、治水、利水の必要性、緊急性のみならず、経済的なメリット、環境への影響等の観点から総合的に検討しました。」という結果でございますので、ちょっとお答えになってないかもしれませんが、個々にこういった内容について総合的な検討をした結果として今回お示しをさせていただいたということでございます。

それから、その下に書いてあります事業主体等につきましても、こちらも今後この方針と方針に至る調査検討結果をご説明させていただきまして、関係者との調整を行いまして計画内容を確定しなければお答えできないものと思っておりますので、今回はちょっとご説明は省略させていただきたいと思っております。

次のご質問ですが、これも基本的には今計画内容が確定してない段階ではお答えできないものですが、一番下に貯水池運用に関する具体的なご説明ということがございました。十分な説明が前回できていませんので、今回資料でイメージという形で準備させていただいたものをご説明させていただきたいと思っております。

参考資料4-1として「今回の方針における丹生ダムの運用イメージ」というペーパーを準備させていただいております。こちらをごらんいただきたいのですが、これは一応ダムのような形を書いてございますけれども、イメージということでつくってございますが、それぞれ私も治水調節、洪水調節ということで、右上に「ダムの容量」と書いてあります。「⑦高時川・姉川の洪水調節容量」、それから「④琵琶湖の洪水防御のために⑦とは別途確保する洪水調節容量」、この2つの容量をイメージしたものというふうにお考えいただきまして、どこからどういうふうな構造上放流口をあけて放流するんだということをご説明しているものではないということをごまづ前提にごらんいただきたいんですが、ただイメージとしてとっていただきたいんですが。

まず上に、横軸に時間と縦軸に丹生ダムの流入量とございます。青い色で塗りつぶした部分です。それに対しまして琵琶湖の水位を赤い線で引いてございます。それぞれその下に①から⑥まで番号を振ったものと、それからそれぞれのタイミングでこのイメージがどのような運用をされるかというものを下にご説明いたしております。

まず雨が降り始める前、つまり通常の状態ですが、それは流入したものをそのまま流出する。

雨が降ってきた場合、まずはその段階で④の琵琶湖の洪水防御のために別途確保する容量で水をためて琵琶湖の水位の上昇を抑制するというところでございます。さらに大きな洪水になりまして、③の段階で、その容量を使い切ってしまった場合は今度は⑦の洪水調節容量で自然調節をしてございます。流入量が低下していけば今度は貯留量が減っていくわけでございますけれども、琵琶湖の水位が制限水位よりも大きい段階では⑦の容量を放流していくというところでございます。

さらに低下していく、流入量が少なくなっていくわけですが、⑤のところ、琵琶湖の洪水というのは大変長くかかりますので、琵琶湖の水位が高い段階ではまだ④として確保した容量は丹生ダムに確保しなければならないと考えておりますので、その段階では流入量をそのまま自然流量として放流するという運用をさせていただきまして、そして琵琶湖の水位が制限水位よりも低くなって琵琶湖が安全になった場合にこの④の容量について放流をしていくと、このようなイメージを持ってございます。これは一山目のイメージということで、下にありますように、一山洪水の場合は一番上のものでございます。

それから、二山洪水が発生したときに問題があると思っておりますので、その二山、特に一番下ですね。琵琶湖は水位低下をするのに非常に長い時間がかかりますので、その長い期間に次の洪水が来ることが容易に想像されます。その際に高時川の洪水にも対応しなければならないと考えておりますので、一番下のように、⑤の状態、この状態で一定期間置くことになろうかと思いますが、この際に雨が降った場合、③の状態に戻って高時川の洪水に対応するということになります。その後、流入量が少なくなれば④、⑤というふうに変化をしていくと、このような運用を考えております。

なお、真ん中にございますのは、④の段階で次の雨が起った場合、実はこの段階では高時川のための容量が十分確保されておりませんが、その段階でも③の段階に移って洪水調節を行うと、このような運用の方法を現在考えているところでございます。

運用についてはこのような形でございます。

次のご質問についてでございますが、ここはそういうことで我々のダムの運用のイメージがご説明できてなかったもので、今回これで一部回答できるところもあろうかとは思っておりますが、特に姉川・高時川の洪水調節と琵琶湖周辺の洪水調節についてこのダムをどう運用するかという部分についてはこれでお答えさせていただきたいと思っております。

それから、3つ目の部分、これはもう前回もお示しさせていただいたかと思いますが、琵琶湖の流域の主要な実績洪水を用いましたシミュレーションですべての降雨パターンにおいて抑制し得るのが最小の場合で7cmということで今回は7cmを確保するというところでございます。

今の段階で、琵琶湖周辺、一番上の部分ですね、高時川・姉川の洪水調節、琵琶湖周辺の洪水調節及び下流淀川の洪水調節という、この部分でございましてけれども、これは考え方の整理でこの下流淀川の洪水調節という部分が記載されておりますが、結局、琵琶湖にはあらかじめ洪水期

の制限水位を設定するとともに、流出量を抑制・調整するという一方で、いわば下流淀川のための治水容量というものも同時に確保する。ダム運用を考えるとただおわかりかと思いますが、ダムの洪水調節容量というのは下流のためにある容量である。そのダムの運用を一部琵琶湖にも持たせているということで、あらかじめ下げておく分というのは当然琵琶湖周辺の洪水被害を軽減するというのが主目的でありますけれども、その量が多いか少ないかというのは同時に下流の淀川に対して洪水調節容量を持つということになります。

このため、渇水対策容量として琵琶湖にその容量を確保するという事はすなわち下流淀川のために確保した治水容量を減らすということと同じ意味になりますので、その機能と同等の能力というものを丹生ダムに確保するという事は同時に下流の淀川の洪水調節にもなるということでここは記載させていただいている部分です。専ら、これまで説明したとおり、やはり琵琶湖周辺の洪水防御というものが基本にあるということをご理解いただきたいと思います。

続きまして、オーバーピークの抑制と言われた部分でございます。このオーバーピークとご説明の中で大戸川からの流入があった場合に最大放流量に対して流入量が大きくなるということで、どのようにするのか、制御の方法いかにということでございましたけれども、これはまさに洗堰がその機能を果たしておりまして、下流が危ない状態になったときは洗堰を全閉すると、あるいは放流制限をするということでございます。ですから、大戸川からの流入があったとしても、後期放流中とはいえそれが下流に対して被害を加えるようなことになると、それはまた洗堰の方を放流制限なり全閉なりするという事で下流の安全性を図るというような運用になろうかと思っております。

それから緊急性が高い事由についてということについてですが、こちらにつきましては治水についてですが、天井川を形成しております姉川・高時川は破堤による壊滅的被害のおそれが高いということをご説明したと思っておりますが、丹生ダムでその被害の軽減を図ることが早期に可能となるということでその事業の緊急性が高いということでございます。それから渇水については、既往最大規模の渇水が起こった場合に現状の段階では断水するおそれがあるため、そういう意味で緊急性が高いというふうに判断してございます。

次の質問項目をお願いいたします。こちらについては高時川の洪水についての対策、河道内樹木や高水敷掘削による低下量についての推定根拠ですが、本日ご用意いたしました別添の参考資料の4-2の方をごらんいただきたいと思います。今回この河道内対策でどのように具体的にどこを対応したかというものを平面図もあわせてご用意させていただきました。

まず、1ページを開いていただきたいんですが、まず高水敷掘削についてなんですが、これは高水敷幅を最低でも20m確保しなければ、この河道については、ここについては安全性が確保できないと判断しておりますので最低20mを確保する。逆に言えば20mを残して掘削できる場所は掘削するという事と流水の障害になっている樹木についてもこれは伐採をするということを前提に考えてございます。

2ページでございますが、これが昭和34年9月の洪水をここに流した場合、その流下能力の評価をしたものでございます。この流下能力ですが、下がっているところがいわゆるこの河川のネック箇所と言われているところで、3.2キロ、3キロあたりの姉川・高時川が合流する地点から田川のボックスカルバートのあるあたり、ここが今のところ現況では最大のネック箇所になって

おります。現況河道を黄色で示させていただいています。それに対して樹木伐採をした場合それから樹木伐採に一部の築堤、これは低いところの築堤というところですが、それから高水敷掘削を行った場合について、それぞれ流下能力がどう高まるかというのをお示しさせていただきました。一方で、この昭和34年9月の洪水を0.2倍から0.4、0.6、0.8、1.0倍とした場合の流量でございますので、この流量が1.0のところ、一番上でございますが、上回っているところについては流下能力が不足していると判断いたしました。

次の、その雨を降らせたときにどこをどう樹木を伐採し掘削をするかというものをお示したものでございます。これは、この平面図にかかれています樹木群については、実は平成2年の測量に基づいて記載しております。現状ではこの状態よりもさらに樹木が繁茂しているというようなことを我々は認識しておりますが、少なくとも平成2年の段階で伐採をする必要がある箇所については現況でも伐採が必要でしょうし、さらに繁茂した部分についてはこの段階でないのと同じ状態に戻すということと評価できますので、ここではその当時の平成2年の図面でかかせていただきました。

3キロ前後の部分が一番流下能力が不足しているところでございますので、その段階について、ここでは伐採できる樹木を伐採し、さらに20mを残した掘削を行っております。ここについては、もうそれ以上掘削あるいは樹木伐採できないところまで実施した上で先ほどの評価ということになります。それぞれのそのときの水面勾配を下にかかせていただきました。これについてはそれぞれ赤丸、青い四角、緑の三角、ピンク色のひし形、これはこの場合一番下だけはダムになりますが、ダム以外の方法ではハイウォーターレベルを越えるということで堤防の破堤のおそれを回避することができないと、これは従来お示したとおりでございます。同じような評価を50年8月の洪水に対しても実施をしておりますのでご参照いただきたいと思います。

既往最大洪水に匹敵する洪水でどこを伐採しどこを掘削するかについて記載しておりますのが8ページでございます。この場合は、引堤も含めてどこをどう河道改修したかというものを示させていただきます。

続きまして、次のページですね。その下の方の堤防の後方流域対応、それから警戒・避難、ソフト対策の発展ということですが、ソフト対策につきましては我々も対策を今手がけているところでございます、現在湖南地域において水害に強い地域づくり協議会というものを立ち上げてこれに対して鋭意検討を進めているところでございます。将来、ここでモデル的に検討している結果を反映させて流域全体に今後広めていきたいということ、これは滋賀県と協力してということに当然なりますけれども、進めていこうということにしております。それから、このダムにおける対策は考え方については冒頭に兎玉の方で申し上げたとおりでございます。

続きましてダムの環境への影響の部分でございます。こちらについても多くは計画内容が確定しないとなかなかお答えできないところになると思います。それから、きょう、先ほどお示しさせていただきました運用の方法である程度お答えできている部分も一部あるかと思っておりますので省略をさせていただきます。

それから、ご説明の中で私の説明が不足しておりましたが、水没に伴う自然環境の変化については別途議論することとしてという表現が資料中に書かれておりましたが、この別途議論というのはその資料中の第2編のことであるということで私がお場で、補足で説明させていただいた

ところでございます。第1編とは別途記載するというか、あの表現については修正を、言葉が適切ではなかったので修正をお願いしたいと思っております。

稀少生物の生息空間喪失に対する対応策、考え方ということでご質問がございましたが、基本的には今回の丹生ダムの建設に伴う生態系の影響については、上位性のみではなく代表性とか典型性といったもので河川域の生態系に対する影響の検討も行っているということで、個々に移植すればいいということではないというふうには考えております。また、その移植につきましても専門家のご指導をいただきながら保全対策については具体的に実施し、さらに引き続きモニタリングをしていくという予定にしております。

クマタカのところでご説明があった件につきまして、種の保存法についてその個体の殺傷に該当するのではないかとということをご指摘いただきましたが、種の保存法の第2章でございます個体の取り扱いに対する規制、その第2節、個体の捕獲・受け渡し等の禁止、それで第9条にこうあります。生きている個体は捕獲、殺傷または損傷してはならないとあります。これらの禁止行為というのは個体に対して直接行う場合というものを対象にするものでございますので生息環境の改変というのは当該禁止行為には該当しないというふうには判断しております。

高時川河川環境ワーキングとか丹生ダム環境保全対策懇談会等のことについてご指摘がございましたけれども、これにつきましては地域の実情に詳しい各分野の専門家に河川管理者としてこの調査検討結果をとりまとめるに当たってアドバイスをいただいたということでございますので、あくまでもあの内容の責任につきましては、これはその段階で河川管理者にあるということをおぼろげに思っております。ですから、それをつくり上げるに当たってさまざまなご意見をいただきましたし、それについてご助言をいただいてまとめたものというふうにご理解いただきたいと思います。当然、冒頭にも申し上げましたが、計画確定後の調査検討については引き続き調査検討を実施していくということにいたしております。

湖内生態系の長期的な影響への考察というのはまだ引き続き調査検討を加えていきたいというふうに思っております。利水の部分のポンプでの逆送につきましても、これは計画内容が確定した段階のお話になるかと思えます。それから代替案についての評価の中で費用等の積算根拠をお示しいただきたいということがございましたが、これは代替案についてのことと思えます。これは滋賀県の方が算定してございますので改めて滋賀県に我々の方からお問い合わせをさせていただきます。ご説明させていただけるように協力をお願いしたいと思います。また、その段階でお示しをさせていただきたいと思えます。

長々となりましたけどとりあえずご回答させていただきました。

○中村委員

ありがとうございました。委員の方から。寺川委員。

○寺川委員

今、河村所長の方からお答えいただいたんですが、確かに質問そのものが多岐にわたっていますのでやむを得ない部分もあるのかもわかりませんが、端的に言いましてお答えにならなかったような感じを受けております。

特に今回、これは全体的なこととも関連するんですけれども、河川法の法改正以降、いわゆる

治水・利水に環境を加えて河川整備を考えていこうということになったわけですが、どうもこの環境というものがどのように評価されたのかという点で非常に取り扱いが不十分ではないかというふうに感じております。この点については丹生ダムにおいても、先ほど中村部会長の方から質問がありましたように、もう多岐にわたって一々聞かないことにはこれでは判断できないということがあります。

特にどのようにして実施していくということになったのか、非常にその辺を判断しかねるわけですが、今回判断なさったのは今回やろうとしている変更後のダム計画に基づく調査検討ではなくて、旧計画に基づく調査検討の結果ということですので、そういう意味でも非常に問題があるわけです。

時間の関係で十分な質問というか意見を出せないんですが、特に環境のところでは私がこの丹生ダムで見ますと、先ほどもありましたように、審議資料1-1、1-2、1-3を前回出していたんですが、特に1-1、1-2、1-3の中では環境の記述というのがほとんどなくて、例えば1-3の4ページに丹生ダムの環境への影響というところがあるんですが、ここで「これらについては、調査検討を実施するとともに、各種の委員会等で専門家の意見を伺い、その結果をとりまとめました(別添参考資料1)。」となっているわけです。これだけの評価になるわけです。

参考資料1を見ますといろいろと先ほど出ていました委員会等、ワーキングあるいは懇談会ですね、そういった指導・助言に基づいて調査検討したということなんですけれども、どこにそのまとめがあるのかなと思って見ますと、この最後のところに「(別紙)丹生ダム自然環境保全の目指すところ」というのがありましてその一番最後の段落で、「丹生ダム事業においては、現在、専門家の指導・助言を受けながら事業予定地周辺の自然環境への影響と自然の摂理を科学的に正しく認識し、保全対策の検討を行い、事業による影響を最小限にとどめます。」と、これだけなんです。これで果たして環境の評価をちゃんとしたのかということは極めて疑問でありまして、先ほど中村部会長の方から出された各項目ごとにもきちっとした回答をしていただきたいということをまずお願いしたいと思います。

○中村委員

千代延さん、ちょっと急いでいますので。

○千代延委員

それでは少なくします。

2つあります。1つは河川整備計画基礎案、その前の基礎原案でも、ダムの場合単に経済的にも実行可能で有効な方法云々とありまして、そのときの経済的ということなんですけれども、事業費、その最初の事業費プラス維持管理費ということはお金の問題ではないかと思うんです。今度の代替案と比較をなさったと思うんですけれども、ここで、またわからないとおっしゃるかもしれませんが、ダムを今のように治水専用ダムとしてやれば今後、事業費としていくら要するのか、それに対して代替案は滋賀県でお出しになったあのままの数字をお使いになったのか、このところを教えてくださいたいんです。

で、滋賀県さんのお出しになった、これはどこまで詰めていかれるかわかりませんが、私

は前にも言ったことがありますけども、通常、民間会社では何百億の投資をするときにまずたたき台が出て、また、たたいて、たたいて、2割、3割は少なくなるものなんです。それが税金を使うときはそんなことにならないのかもしれませんが、どうもあれがどこまで詰められた数字かまだ疑問は持っていますけども、とりあえず治水ダムをつくれればあと幾ら事業費がかかり、滋賀県の数字についてはあのままをお使いになったかどうか教えていただきたい。

もう1点は、治水容量3,300m³はそのままにしておいて、これは高時川の治水のためですね。それで、今度は琵琶湖の7cmの治水容量が落ちるからそれに対してそれをカバーするために2,000m³上乗せされたんだと思うんですが、合せて5,300m³と見まして、幾らの降雨量がそこへためられるというふうに想定なさったか、この2点をお願いします。

以上です。

○中村委員

引き続き嘉田さん、簡単に。西野さん、嘉田さん、それぞれ1つずつ。

○嘉田委員

嘉田でございます。

今の論点とつなぎなんですけれども、治水のコストの問題です。姉川・高時川については、皆さん御存じのように地元で川づくり会議というのを平成14年から16年に6回ほど行いました。それをもとにしながら「淡海の川づくり検討委員会」というのを昨年11月13日に開催をしまして、そのときに今、千代延さんが延べておられた5つの代替案、コストをプラスした代替案ですが、それを検討しました。その結果ダムプラス河道改修が最も安いということでそれを地元としては採用したわけですが、その時の条件は利水を含む多目的ダムでございました。ですから、治水部分として想定した費用は1,100億円と想定されていた丹生ダムの2割、220億です。それにプラス300億ほどの河道改修で550億、これが一番安いということにしたと記憶をしております。それが今回、純粋に治水ダムになって、しかも高時川プラス琵琶湖というものが入ったときにどうなるのか、そのコスト・アロケーションの問題ですね。

それからそのコスト・アロケーションに関してですが、私どもは今年度の1月11日に水位操作の変更をできるだけ自然のリズムに近い形でということで提案しました。洪水期制限水位ですが、6月から8月末までの-20のところを少しでも上に上げられないかという意見書を出させていただきました。その意見書の中に水位を高く保つ上での治水リスクにどう対応するかということで、それを多分今回一部採用していただいて7cmは高くできますと、それが丹生ダムに2,000万m³ためましようと、琵琶湖が650km²ですから、単純に机上計算すると7cmは約2,000万m³になるんですけれども、こういう計算の仕方があるんだと実は私は改めて大変驚きました。

それで今回その部分しか出してない、つまり私たちは、例えば湖岸域での洪水保険の問題なり、あるいは湖岸域を遊水池として農業のいわば減反の水田を適用するとかいうような形で具体的に意見を出させていただいたんですけど、それに対しては何も答えてくださってないので、そのあたりをぜひともこの案はだめだ、だめだとつぶしてほしいんです。そうしないと、私たちは委員会として何をやってきたのかわかりません。こちらはかなり必死に検討をして、こういう案が、ああいう案がと出したんですからせめてこの案はだめですよと、遊水池はだめですよと、あるい

は水害保険はだめですよというような形でつぶしておいていただいた上で今回の2,000万 m^3 の容量を丹生ダムにためますと言っていたかないと、これは委員会として対話になりません。そのところをぜひお願いします。

それから、1点質問にプラスしたいんですが、私はまさかこういう空ダムの計画だとは思わなかったんです。7月の下旬の段階でイメージできなかったものですから質問が出せなかったんですが、これは地元として多目的ダム、水を満々とためられたダムによる地域振興を考えてきたわけで、これが空ダムになったときにどうなるのか、前回今本さんも言うておられましたけど、ふだんは泥だけがたまったダムの底が見えてあとは150mか100mかの壁がドーンとあると、それが地域社会にあるときにどうなるのかというようなことを是非とも8月22日の地元説明会のときには何らかのシミュレーションなりをしていただいて地元との具体的な協議を進めていただきたいと思います。

○中村委員

西野さん。

○西野委員

西野です。質問3つです。異常渇水時の緊急水補給のための容量を琵琶湖で確保するということが、現行の水位操作規則を変えるということなのかということが1点です。もう1点は、仮に、治水の方につきましては瀬田川をさらなる改修をされて7cm確保するということがなんですが、これと丹生ダムとどういう関係があるのかというのがよく理解できませんでした。その治水の上げる部分につきましては瀬田川を改修されるのであれば丹生ダムと一体どういう関係があるのかというのが私にはよくわからなかった。

それからもう1つ、本日説明されました丹生ダムの水位のイメージなんですが、琵琶湖に水がないときに渇水時の補給になるわけですけど、常時空ダムにしておいて果たして渇水時にここに雨が降るという保証があるのかどうか、雨が降らないのであれば7cmの補給というのは机上の空論に過ぎないのではないかとということでその3点です。

○中村委員

河川管理者の方でこれだけはここで回答しておいた方がいいというものだけに限ってですね、あとは適宜、別の形で。会場の方のご意見も伺いたいと思いますのでよろしくお願いします。

○河川管理者（近畿地方整備局 琵琶湖河川事務所長 河村）

まず、西野委員の一番最後の点ですが、渇水容量を丹生ダムにためるということはしておりませんのでこれは渇水時にたまるかどうかという議論には当たりません。これは、説明がへたで大変申しわけございませんでしたけれども、あくまでも琵琶湖に渇水容量を持つという計画でございます。

それから、操作規則を変えるのかどうかと一連ありましたけれども、これはやはり関係者との調整を経て計画内容が確定した段階で決まる形になろうかと思います。

それから、嘉田先生の保険制度等いろいろな対策が確かに我々はまだご回答できておりませんのでこれはお答えしなければいけないと思います。1つは、保険制度という言葉がございしますが、

これは民間事業における制度でございますので国の対策として保険制度というのは多分用い得ないだろうと思います。また改めてご説明させていただきたいと思います。

○中村委員

残りについてはまたの機会にさせていただいて、会場の皆さん方でぜひ質問をしたいあるいは意見を述べたいという方がおられましたらよろしくお願いします。

お名前は。

○傍聴者（野村）

関西のダムと水道を考える会の野村でございます。1時間ほど遅刻して来ましたのでひょっとしたら的外れの質問になるかもしれないんですが。

○中村委員

なるべく簡単をお願いします。

○傍聴者（野村）

きょうの委員及び一般からの意見というところのNo. 593にも書いていることなんですが、異常渇水対策についてなんですけども、今回の国交省の意見を見ましてもその異常渇水の対策をとる必要がある前提というのが、いわゆる既往最大の渇水において淀川水系で断水が起こらないようにするということを目標にしているということであるわけなんですけども、そもそも私どもの考えではそれが過大であるというふうに思います。

一生に1度か2度かあるかどうかというような渇水において断水といっても別に24時間断水であるわけではございませんで、時間給水ということなわけですからこの程度のことであれば起こってもそれは当然であると、そこまでやることはないというふうに考えます。琵琶湖開発によってこの流域はもう既に全国平均をはるかに上回る渇水に対する高い安全性を保って持っているわけですから、さらにそれ以上のことをするというのは余りにもぜいたくであるというふうに思います。

以上です。

○中村委員

こちらの端の方をお願いします。一番後ろ。はい。

○傍聴者（酒井隆）

酒井と申します。前回は発言はしたわけですが、前回の説明から共通の部分で手を挙げさせてもらったわけですが、どうもよく、足りなかったせいもあるんですけど、今も流域委員の嘉田さんの話でちょっと気になったんですけど、ダムが満々と水を蓄えた状態の地域振興、どうも箕面の方のダムもそういう地域開発云々というのは副委員長の方からも文書には若干出ていますけれど、国交省の方がそういうイメージでダム湖ないしダムの建設を本当に考えておられるのかということが、住民からとったらそういうことで振り回されるわけですね。いろんな経済的な部分も含めてですね。水道料金とか、いろんなものが住民側に負担がかかってくるわけです。その辺のところの説明もないし、委員からの指摘も若干はありますけれど、その辺の両方か

らの意見をいただければまた今後の議論に。

桂川流域の、御存じだと思いますが日吉ダムというのはできています。本当にあそこが、ほかにもありますけれど、地域振興のために役立って流域住民が本当に幸せで治水も利水についても何も問題がないのかと、決してそうではないはずで。過去の事例も全国的な事例もあるわけですから、その辺を議論していただいております。お答えいただけたらありがたいと思います。

以上です。

○中村委員

もう1名。そちらをお願いします。

○傍聴者（酒井研一）

滋賀県湖北の酒井と申します。まず、21日に寺田委員長さんから、今回の委員会はそれぞれ5ダムの地域に行って時間をかけて住民のご意見を聞くということで大変なご丁寧なお言葉をいただいております。実は安堵をいたしております。しかし、国交省はご案内のとおり方針を打ち出されました。これが果たして委員の皆さんのご意見や地元の希望で若干なりとも動かせるのか、私はそれを疑問に思っております。

確かに国が計画されて、とやかく申し上げませんが丹生ダムについていろいろ委員長からご回答をいただいて、また湖北にも来ていただいて、そして丹生ダムについていろいろご議論があるということを期待いたしておりますが、ちょうど最後の終わりに今本先生から、委員さんからの意見のまとめということで、2つの延期されるダムについては評価をされ、そして丹生ダム、川上ダムの実現についてはいささか遺憾の意を表されておりました。果たしてこれで地元の意見をお聞きいただいて、しっかり何らかの形が出るのか出ないのか、こうしたことをひとつお尋ねしたいのと。

きょう、この審議資料1-7-2に高田先生からのご回答が出ています。高時川の利水は、頭首工で全量カットし、非灌漑期にも瀬切れを起こす特異なものであると。これは被害者も加害者も地元そのものでありと、こういうことを書いておられます。こうした感覚でご議論いただいて私ら地元の住民たるやどんなものであるか。何もぜいたくな、そして自然環境を破壊してまでせいとは言わない。

先ほど嘉田先生もおっしゃいましたが、渴対容量2,000万 m^3 を7cm上げて琵琶湖にためる。今、質問がありましたが、これはいよいよ琵琶湖をダム化しよるなど、私はこういう国交省の考え方でないかと。それは何も滋賀県だけが立派になろう、いい場所にしようということできなしに、今はやはり下流の洪水対策から渇水の際の利水についても考えていかねばならん時代であります。

だから、この間の委員会もきょうもお聞きしますと、委員の先生方は天ヶ瀬ダムについてはこれを進めることに議論がございませぬ。これは36年ですか、この天ヶ瀬ダムができて以来あそこの再開発を何遍となく、私は知事の秘書もしてずっと滋賀県におりましたが、この水問題に実際にかかわってまいりました。全部知っておりますが、丹生ダムや川上ダム以上に実はこの天ヶ瀬のダムの再開発については、歴史・伝統ある由緒ある自然環境豊かな場所でありますから簡単にはできないと思います。それをして、整備局もやると言いますし、そして委員の皆さんもあそこ

については再開を若干お認めのような感触をいたしておりますが、果たしてできますか。大変なことであります、あそこの天ヶ瀬ダムのリ開発をやるということとは。

今まで30何年間できなかったんですから。あそこを直さないとしても琵琶湖の放流ができない。下流に大洪水を起こすかことになるから全閉をしていかねばならない。そして滋賀県の周辺の田んぼが何回となく稲から穂から芽を出すような水害にも遭ってきた。そして、日焼けになるとあれするという状況であります。

どうか、そうしたことでしっかり委員の皆さんの、尊い、素晴らしい委員の先生方でありますからご意見もいろいろ集約してご検討いただいておりますが、どうか我々無能な地域住民でありますけど末端の住民の意見を十分聞いて、そして地域の開発も全体がよくなるような時代ですから考えていただきたい。これをひとつお願いします。

そして先ほど嘉田先生がおっしゃった、ため池的な、若干ぐらいは水につかっている、その水計算をせいでこう言わんかという質問をしておられました。全くナンセンスです。琵琶湖の周辺を水につけるといような、馬鹿げた、実は7cmでも上げることによって、今、琵琶湖総合開発で滋賀県の170個の河川は全部、雨が降って洪水が来たら、日中で、午前中で琵琶湖の水位がぱっと上がるぐらいの加速で琵琶湖に集中するよう時代になっております。それを7cmためたらどれだけ水害のときや洪水のときに琵琶湖の周辺が続くか。下流にも流せない、下流が洪水になってはならない、そこらを全体にしっかりと考えた案をもって琵琶湖のみならず淀川全体を考える。琵琶湖も淀川河川であります。したがって、お互いがスムーズに行くような地域づくりができるような水関係をひとつお考えいただきたいというのが私の願いであります。

○中村委員

ありがとうございました。最後のことにに関して委員長から何か今後の進め方についてございますか。委員会に対してのご質問もあったようですけども。特にはございませんか。河川管理者で会場からのご意見に対して何か現時点で。特にございませんか。では、ご意見として伺いしておいて今後の集約に反映させていただくと、あるいは今後の委員会の進め方について運営会議等で議論していくということでしょうか。

では、司会の不手際で長くなって申しわけありませんが、次お願いします。

○寺田委員長

きょうの5つのダムの関係を順番ということで、当初考えておりました時間配分を時間がちょっと超えております。既に4時15分ということで開始してから2時間15分になりますのでここで15分休憩をさせていただきたいと思っております。休憩を挟みましてその後、再開後ですね、順番としては大戸川と天ヶ瀬そして川上ダム、最後になります余野川ダムという順番で後半も4つのダムの関係を全部、少なくともきょうは意見交換を行いたいと思っておりますので、少し時間をオーバーするかもしれませんがひとつ最後までよろしくお願いをしたいと思います。それでは、15分間休憩をさせていただきます。

○庶務（みずほ情報総研 鈴木）

それでは一たん休憩とさせていただきます。再開は15分ということで4時半からの再開とさせ

ていただきます。よろしくお願いいたします。

〔午後 4時16分 休憩〕

〔午後 4時30分 再開〕

○庶務（みずほ情報総研 鈴木）

それでは、時間になりましたので再開したいと思います。寺田委員長、よろしくお願いいたします。

○寺田委員長

それでは、再開をさせていただきます。皆さん、少々お疲れかと思えますけども、まだ4つのダム事業が残っておりますので、よろしくおつき合いをいただきたいと思えます。

後半は、先ほど申し上げましたように、順序といたしましてはまず大戸川ダムの関係。それから、2番目に天ヶ瀬ダム再開発の関係。3番目に川上ダム。そして、最後の4番目に余野川ダムという順番でやらせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、大戸川ダムの関係、千代延委員の方からよろしくお願いいたします。

○千代延委員

それでは、大戸川ダムについて質問させていただきます。まことに申しわけありませんが、特別に用意しておりません。質問は5点あります。治水に関して1点と、若干繰り返しになりますが、「当面実施しない」に関連することが1点。事後処理についての質問が3点でございます。

まず、第1点目の治水に関しては当面実施しないという結論に至ったわけですけども、どういう形の代替案と比較してダムは当面実施しないという結論に至られたのか。言葉を変えて言いますと、ダムを当面実施しないかわりに治水対策として何と何を実施されようとするのか、これに関して教えていただきたいと思えます。できましたら事業費についても教えていただきたいんですが、もしかしたら先ほどの延長線で、ないかもしれませんが、ありましたらよろしくお願いいたします。

それから次に、狭窄部の開削については当面実施しないと。河川整備計画、この20年、30年の間ではどうも実施の射程距離に入っていないようなんですが、そうしますと、開削をするまでは大戸川ダムも同じく当面実施しないということになるのかと思っていたのです。しかし、実は全閉ルールについて、見直しをされるという1点がございます。これはかなり大きな問題だと思うんですが、この見直しいかんによっては大戸川ダムの当面実施しないというところに影響が出るのかどうか、これについて教えていただきたいと思えます。

あと、事後処理についてですね。1つは移転された集落の跡に巨大なピラミッドのような180

万m³の、第二名神のトンネルから出た採石が積んでありますが、それをどのように処理されようとお考えなのか。

次に、かなりのスピードで進んでおり、かつかなりの進捗率になっておりますが、つけかえ県道、市道について今後どのようにされようとお考えなのかということをお願いします。

最後に、移転されました50何世帯の方々に対しての対応をどのようにお考えなのでしょうか。

この5点についてお願いいたします。

○河川管理者（近畿地方整備局 大戸川ダム工事事務所長 阿南）

大戸川ダムの所長の阿南でございます。

まず、どういう比較案と検討して当面実施しないということにしたのかということなんです、これは審議資料1-2の大戸川ダムにかかわる部分を見ていただきたいと思うんですが、まず、当面実施しないということになりましたのは、やはり淀川に対する洪水調節が当面発揮できないという点がございまして。淀川の河川整備が進んだ段階で実施について検討するというようにしております。そういうことで、比較案を検討した上でということにはなってございません。

ただ、一番下のポツ、「なお」というところで「大戸川の治水対策の実施について」ということで、これについては今後関係者、この場合は河川管理者である滋賀県と調整をしていくということを考えております。

全閉ルールについては後回しにさせていただきます。

それから、貯水池の予定地となっておりますところに土砂が積んであるということなんです、これはダムの堤体の材料とする原石、骨材として確保したものでございまして。当面、事業を実施しないということなんです、いつかの時点で実施するということになりました場合に、改めてまた近傍の山を切って原石を取ってくるというのは環境上非常に問題があるということでございまして、現地におきまして引き続き管理をしたいというふうに考えております。

それから、つけかえ県道、市道についてどうするか。これも、先ほどの資料のなお書きの後についているところの「また」というところにはありますが、今後関係者とどうすべきか、どうやっていくかということは調整するというので、今の時点で詳しいことは述べることはできません。今後調整するというようになっております。

55世帯についてということですが、まず、今回こういう方針を示しましたので、これについてご説明にまず伺って、ご理解をいただくということで考えております。当然、地域の整備ですとか、そういった関係のご心配等もございまして、そういったご意見は聞いてまいりたいというふうに考えております。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 児玉）

児玉です。

全閉ルールとの関連でございますけれども、瀬田川洗堰の全閉ルールでございますけれども、これについては、調査検討のとりまとめの方で触れてございます。これは琵琶湖や淀川の歴史的な経過も踏まえて治水の根本的な課題の一つとして見直しも含めて瀬田川洗堰の全閉ルールのあり方について検討していくということで、これについてはこれからまだ検討を行うところであります。したがって、大戸川ダムとの関連について、今の段階でどうであるということはまだ現時点では何も申し上げられない状況でございます。

○千代延委員

はい、ありがとうございました。

それでは、委員の皆さんから何かございましたら。はい、今本副委員長、お願いいたします。

○今本副委員長

今本です。

大戸川ダムについては、今回の説明では、利水がなくなった、治水単独でやるには経費面で合わない。一方下流の淀川については、開削されたら効果があるという説明です。

ところが、これまでの基礎原案以来の説明を聞いておきますと、基礎原案の段階で既に狭窄部は開削しないとしております。にもかかわらず、そのときの効果として淀川下流の洪水調節を挙げられておりますことの矛盾をどういうふうに説明されますか。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 児玉）

児玉です。

淀川下流への効果については、私どもは将来的に狭窄部を開削するということは必要だという認識でございます。その意味ではこれは将来的に大戸川ダムの必要性ということについて以前から必要だという認識でありますし、今でも必要だという認識であります。

ただ、現時点できょうもご説明しましたように、開削については、下流の河川整備の状況から見て、当面実施することはできないということから、話が大幅飛びますけれども、きょうご説明したような方針を出させていただいているということでございます。

○今本副委員長

それはわかるんです。私が聞いていますのは、基礎原案の段階で開削しないという方針を出しながら、そのときにも開削しないんだったら下流への洪水調節効果はないんだということをその段階でおっしゃってくだされば非常にわかりやすかったんですけども、効果がないじゃないか、

ないじゃないかと流域委員会側が質問をしても、そのことは引っ込められなかった。その説明が不十分だと私は思います。あのときの説明は不十分だったということは、基本的にお認めになられませんか。あるいは、私の質問がわかりませんか。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 児玉）

大戸川ダムの下流に対する効果については、一貫して同じ資料を用いてご説明をしてきたつもりでございますが。

○今本副委員長

その同じ資料に狭窄部は開削しないと書いているんですよ。ですから、開削しない場合にはこれはとりますというふうにするべきではなかったか。ダムの効果としまして終始一貫挙げてこられたということです。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 児玉）

いや、ちょっと話がかみ合っていないかもしれませんが、今回は治水の効果及びそれ以外の利水上の緊急性等とも含めてダムについての方針をお出ししたということでございますので、利水上の効果についてこれはかねがね申し上げてきたことを改めて申し上げたというふうに認識しております。

○千代延委員

よろしいですか。それでは、金盛委員、お願いします。

○金盛委員

金盛です。

治水の面からお伺いしたいんですが、大戸川と高時川の、下流じゃなくて本川についての治水で、高時川の方は治水について緊急性があるという結論に達しておられるんですが、大戸川の下流の状態を見たとき、大戸川そのもの、あるいは峡谷のところまでですけども、あれの緊急性は余り述べておられないように思うんですが、両川の緊急性の差異というのはどういうところにあるんですか。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 児玉）

大戸川の下流でございますけれども、ここは河川管理者は滋賀県でございますので、この大戸川の治水対策については、滋賀県の方とこれから調整をしていかないといけないという認識でございます。

高時川でございますけれども、これについては、前回あるいはきょうは余り治水について触れ

てませんけれども、河川の状況は天井川であり、それからこれまでの被災の状況等をご説明して、治水対策としてこれについてはダム以外の方法というのは大変とりがたいということ、これを河川管理者である滋賀県の方も既に検討され、それを踏まえて私どもの方でも治水対策としてのダムの必要性、緊急性があるのかどうかということをチェックしたものであります。それを前回のときにご説明したという認識でございます。

○金盛委員

くどいようですが、質問が悪かったと思います。したがって、もう一度お聞きしますが、大戸川の治水の緊急性というのは余りないんだということによろしいんですか。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 児玉）

大戸川については、河川管理者は滋賀県でありますので、大戸川についてどう実施していくの
がいいのかについては、これから滋賀県と調整をしていきたいという認識です。

○千代延委員

緊急性という面では回答になっていないと思いますが、よろしいですか。

○金盛委員

また質問します。

○千代延委員

はい。ほかにありませんか。はい、どうぞ。

○田中委員

田中でございます。

私は流量のことでお聞きしたいんですが、いわゆる琵琶湖の水位をあらかじめ上げておいて、洪水時には瀬田川の流量を増大し、今の現行の $800\text{m}^3/\text{s}$ から $1,000\text{m}^3/\text{s}$ にするとし、そして入り口の丹生ダムで流量カットするという方向性で琵琶湖の浸水被害の抑制をはかるということなのですが、仮に洪水時において、そういう危険性から $1,000\text{m}^3/\text{s}$ 放流しなければならない、事態が発生した時、本当に放流できるのか、大戸川ダムがつくられず治水機能がなくなり、自然流量との合流量が瀬田川の流下能力の $1,500\text{m}^3/\text{s}$ 計画を超える危険性は回避できるのでしょうか。又先ほど、それは洗堰で調整するとおっしゃいましたが、 $1,000\text{m}^3/\text{s}$ というものをどうしても放流しなければならないという事態の時でも、下流域の
水害防止のために放流できないことも想定しておられるのでしょうか。

○河川管理者（近畿地方整備局 琵琶湖河川事務所長 河村）

琵琶湖河川の河村です。

先ほどもお答えいたしましたけれども、洗堰はある意味上流の浸水被害を増大させることにもなりますけれども、下流のために現在では下流が危険な状態になったら全閉をするという操作規則、そういう考えでできておりますので、後期放流中に大戸川から $1,300\text{m}^3/\text{s}$ というような大変大きな量が入ってきたときには恐らく全閉せざるを得ない、下流が危険な状態になる場合に相当すると思っております、そうしますと全閉ということになります。それで、その場合大戸川から $1,300\text{m}^3/\text{s}$ 入ってきたとしても、下流で $1,500\text{m}^3/\text{s}$ を超えるようなことは発生しないと。まだ、ほかにも残流域がありますので一概には言えないかとは思いますが、そういった洗堰の操作規則、現在のルールの中で運用していきたい、運用すべきものだと考えています。

○千代延委員

はい、ありがとうございました。

それでは、もう1点だけお願いします。

○高田委員

先ほど、高時川の場合は実際に現地で滋賀県の職員からお聞きしたときにはほとんど河道整備をやられていないと、その理由は堤外民地の問題、あるいは要するにお金がないと。そのために高時川の場合は国が借金をしてダムで治水対策をやろうというわけですね。

今度のこの大戸川の場合もそういう国と県の財政状況を考えますと、先ほどから緊急性の話の中で県と相談してというような話なんです、これは実際にできるんですか。やはり国の膨大な借金を上乗せしてダムをつくってあげないとできないと、そういう変な話になりませんか。

あるいはこれと反対に、先ほど高時川の丹生ダムというのは同じ形になっているはずなんですけど、何かちょっと話が矛盾しているように思うんですよ。県に任せておけば、自前、もちろん補助金をもらえとしても財政上無理だという話になりませんか。この辺は、緊急性というよりは何もやられていないという点から最低限のことは非常に緊急性があると思うんです。その辺はどうなんですか。

○千代延委員

河川管理者の方、お願いします。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 児玉）

児玉です。

今、たくさんの方を言われたので、どの部分なのかがはっきりわからなかったんですが、治

水対策について、これは必要かどうか、緊急性をもってやるべきかどうかということについてはそれぞれの河川について、その河川管理者が最終的には判断をしてやっていかないといけないことだろうということでございます。

その際には財政状況とおっしゃいましたけれども、私たちが使える予算は限られている中で優先順位をつけてやっていかないといけないという認識でございます。大戸川については先ほど来申し上げているように、これはまだどうするかというのは決まっておられませんけれども、これから調整をしていくということでございます。

○千代延委員

それでは、いろいろあると思いますけれども、一応委員の皆さんからの質問は、いや、ちょっと、大分時間もたっていますので。それでは、一般傍聴者の方からの質問をお受けしたいと思います。はい、どうぞ。

○傍聴者（小林）

大津市大鳥居の小林でございます。

先ほどからいろいろお話、討論なさっておるわけで、非常に専門的なことが大戸川ダムに関しまして今質問あるいはお答えがあったと思います。私には深いことはなかなかわかりません。しかし、この大戸川ダムに関しまして、一番の関係者であるというのは私であろうというふうに思っております。私は、この大戸川ダム建設計画におきまして1200年のふるさとを立ち退くことを余儀なくされた者でございます。

この国の事業につきましての大戸川ダム、昭和43年に調査設計が入ったわけです。ただいろいろご議論なさっておる技術的な問題、あるいはいろんな絡みがあると思いますけれども、私にとりましては昭和43年からがこのダムとの闘いといいますか、私の背中に重たくおぶさってきた現象でございます。昭和も64年でざっと21年、平成に入って17年、38年なんですよ。オギャーと生まれた子供が38になっている、その間に私、還暦を迎えているわけなんです、ずっとこのダムの問題を抱えてきたと。こういうような地域住民もいるということを皆さん方に知っていただきたい。

その間、ダムができるから県道の拡幅はやめようやないか、その金でやろう、あるいは住宅もそれまで待とうやないかと。あらゆることがダムによって延び延びになってきたというのが現状なんです。流域委員会の皆さん方と私も昨年何回かお話しさせていただきました。あのダム建設地の道をごらんいただいたらあれが現状なんですよ。

そこで、今いろんな問題が起きていると思うんですが、ああいう中で私どもはその38年間背負

ってきた中で泣く泣くふるさとを離れて8年たちます。その間小さな農村が、ダムに賛成、反対でいろいろやって2つに、隣の人と口もきかないような現状があったわけなんです。それは、客観的にみれば、ああ、どこのダムの対応でもそういうことはあるやないかと皆さん方はおっしゃるかも知れません。しかし、現実にもその中にいる人間にとっては国の事業が我々住民に対して与えた影響というのはこれほど大きいんです。

だから、今7月1日に発表されましたが、もちろん流域委員会の皆さん方はダムは原則的につくらない方がいいということをおっしゃっている。それはまたそれで専門的な立場、あるいは今後のことを考えたらそういうことだと思っんです。

○千代延委員

恐れ入りますが、少し手短にお願いします。

○傍聴者（小林）

しかし、私としては、地域住民として言える、このダムはやはり必要であったからこそ我々は受け入れたわけですので、ぜひそのような観点で、こういう人間もいるんだということを皆さん方の頭の片隅に置いていただきたい。これが私の意見でございます。

○千代延委員

はい、ありがとうございました。

ほかに。もう1名ぐらい。はい、どうぞ。手短にお願いします。

○傍聴者（梅村）

滋賀県の梅村でございます。

先ほど整備局の職員の方のご回答の中で全閉の問題でございますけれども、ちょっと私の聞き取り方が間違っったのかもわかりませんが、いわゆる下流に危険なことが発生する場合、全閉の操作は当然であるというようなニュアンスのお答えをなさいましたが、滋賀県の我々は100年に及ぶこのような問題で、このダムの問題については上下流の問題で悩んできております。

それで、整備局の方からも半月ほど前に洪水による琵琶湖周域の洪水の予測を発表されましたけれども、そのような状況の中で今回このようなダム問題につきましても流域委員会の皆さんにご検討いただいているわけですが、先ほどのお話は上流のそのような危険性に対してもう少し配慮をされるようなお答えがしかるべきではないかと思うのです。余りにも上流はそんなことがあって当然なんだというような言い方というのは、我々上流の滋賀県としては許せないとか、許容できない回答だと思いますが、その件について、私の言っていることが間違っったのか、それとも職員の方のおっしゃったことが誤りなのか改めてお伺いしたいと思います。

○千代延委員

はい、ありがとうございました。河川管理者の方、ありますか。はい、どうぞ。

○河川管理者（近畿地方整備局 琵琶湖河川事務所長 河村）

琵琶湖河川事務所長の河村でございます。

私の発言で、皆様方のお怒りを買ったことについては反省させていただきたいと思います。ちょっと言葉足らずだったと思いますが、ダムの方針の中にもありますように、現在の下流の状況においては、全閉操作を含む操作規則はやむを得ないということで、私も当然という言い方ではなくて、全閉もやむを得ないという表現。

（「やむを得ないんやったら滋賀県はあかんということになるんじゃないですか。何言ってるねん。」と呼ぶ者あり）

○河川管理者（近畿地方整備局 琵琶湖河川事務所長 河村）

全閉はそういう上流、下流の洪水被害の状況を勘案して全閉操作があることはやむを得ないという状況で、そういう考えでお答えさせていただいたということでございます。

○千代延委員

はい、ありがとうございました。

それでは時間の都合もありますので、これで大戸川ダムの方は打ち切らせていただきます。

（「もう1人。」と呼ぶ者あり）

○千代延委員

いや、この場は一応時間がありますので、次にさせて。

（「せっかく来たんやから。もう1人。」と呼ぶ者あり）

○千代延委員

はい、2名いらっしゃるんですか。では、その2名の方だけ。

（「代表で1名。」と呼ぶ者あり）

○千代延委員

はい、代表の方、お願いします。

○傍聴者（南部）

私は大戸川ダムの対策協議会の南部でございます。

今、いろいろと論議されておりますが、私たちの大戸川ダムにつきましては、昭和28年の災害後、これは以前にも大戸川の決壊は何回もあったということでございますけれども、28年の災害

からどのようにしてやっていくのかということではいろいろと陳情を重ねてまいったところがございます。

そういった経過の中で、いろいろ長い間論議をされておるわけですが、昭和57年にまた決壊が起こっております。ちょうどその話の間に起こってきたと。ちょうど約30年ほどの間隔でございます。そのうちに、またその間隔の年がやってくるというふうに私たちは理解をしております。

そうした中で、この7月1日の国土交通省の見解によりますと、大戸川ダムは当分やらないということではございますが、今まで長い間かかって地元の皆さん、先ほども話がありましたように移転をさせていただいた方々、これは下流の治水に対し、洪水に対し、我々も協力をいたしましよということでは移転をさせていただいたということではございます。そういう経過があり、また、国といろいろな問題で協議を重ねてまいって、お互いに信頼関係の中で今日まで参ったということではございます。

ところが、こうした今の発表によりますと、もうその信頼関係は、非常に今まで国の言うことを信頼してきたけれども、ここで一つの不信感を覚えるわけではございますので、そうしたことのないように、この間発表されましたことを撤回していただきたい。これが私の願いでございます。どうか皆さん方のご支援をいただきまして、今後、そういった問題について継続していただけますようお願い申し上げます。

終わります。

○千代延委員

はい、ありがとうございます。河川管理者の方、何かございますか。直接ありませんか。それでは、まだたくさんご希望があると思いますが、時間の都合上でこれで大戸川ダムの方は打ち切らせていただきます。

ありがとうございました。

○今本副委員長

では、続きまして天ヶ瀬ダムに入ります。

天ヶ瀬ダムは現在の放流能力を1,500m³/sに増やそうというものです。この流域委員会は天ヶ瀬ダムの再開発は単に天ヶ瀬ダムそのものの機能を向上させるだけでなく、琵琶湖の浸水被害、あるいは琵琶湖の環境改善に役に立つということから一定の理解を示してまいりました。先ほど一般傍聴者としてご出席の酒井さんから天ヶ瀬ダムの再開発は難しいんだという話を聞きましたが、私はやはり、幾ら難しくてもこの再開発は必要だと思っています。全閉問題も絡んできます。水位操作も絡んできます。天ヶ瀬ダムはこの流域委員会としては非常に前向きに考えてきたとい

うのがこれまでの経緯です。

今回の方針に対しましてお聞きしたいことは、大きく分けまして4つあります。天ヶ瀬の1、2、3、4と書いていますが、まず1つは放流能力の増大方法について。2番目は鹿跳溪谷の流下能力の増大方法について、3番目は宇治川塔の島地区の流下能力の増大方法について。4番目は歴史的景観の保全についてであります。一つ一つ説明します。

まず、天ヶ瀬ダムの放流能力の増大については、専門委員会で別途検討されていますが、現在の検討状況は1度報告がありましたが、その後は聞いておりません。その後の状況をお聞かせください。

また、2番目に新たな放流能力の増大工事の必要性を判断するため、過去の降雨を対象に瀬田川洗堰の放流量及び大戸川の流出流量の時間的変化を考慮して、現状のままで洪水域制限水位を超えて放流した場合と、放流能力を増大した場合の制限水位に戻るまでの時間的比較、つまり現在でも洪水期の制限水位を超えますと、サーチャージの水位になりますと $1,800\text{m}^3/\text{s}$ の水が流れ出ます。何もしなくてもそれだけの水量は流れるわけです。ところが、次の洪水に備えてできるだけ速く水位を下げねばならないということから、放流能力の増大が考えられています。では、どの程度違うのかということの具体的な数値がこれまで示されていません。この辺を、きょうでなくても結構ですからお示してください。

特に、そういうことが起きますのは、3番目の質問ですが、大きな降雨があつて、水位が上がる、そして下げようとするときにまた雨が降って危険になる、そういう状況がこれまであったのかということです。今のままであればどうなったのかといった質問であります。わかる範囲でお答え願います。

2番目は鹿跳溪谷の流下能力の増大方法についてであります。鹿跳溪谷の流下能力そのものは、溪谷ですから現在でも $1,500\text{m}^3/\text{s}$ あります。優にあります。ところが、瀬田川洗堰からの放流量をふやすためには、洗堰の上下流での水位差を保つ必要があります。具体的には下流の瀬田川の水位を下げる必要があります。このためにトンネル案が考えられておりますが、それ以外の方法、例えば洗堰のゲートをふやす方法、あるいは鹿跳溪谷の河床を掘削する方法、これも部分掘削です。そういった方法との比較についてのお考えをお聞かせくださいというのが2番目です。

また、3番目としまして、トンネル案の場合、トンネル流入開始時の瀬田川の流量はどのくらいになるのか、あるいは年間どの程度トンネルに入るのかといったこともお聞かせください。

次に、塔の島地区の流下能力の増大方法です。天ヶ瀬ダムの放流能力を増大することに伴いまして、宇治川の流下能力を増大させる必要があります。ところが、これまで塔の川の暗渠化、あ

るいは宇治川の部分締め切り、さらには遊歩道のための右岸の縮幅、いわゆる流下能力を縮小させる行為をやってきた過去があります。それを解消するつもりはあるのかどうか、これについての考えをお聞かせいただきたいという質問です。

次に、生態系の保全、あるいは景観の修復という観点から塔の島水辺の関係者の計画はあるかどうかということです。計画がない場合は理由をお示してください。

最後に、歴史的景観の保全についてであります。鹿跳溪谷及び宇治川塔の島地区はいずれも歴史的景観の保全に最大限の配慮をする必要があります。これについての河川管理者のお考えをお聞かせください。

以上です。とりあえずよろしく申し上げます。

○河川管理者（近畿地方整備局 琵琶湖河川事務所長 河村）

琵琶湖河川事務所長の河村でございます。

まず、1点目の放流能力の増大方法の件でございます。お手持ちの審議資料1-6-3、先日の説明では時間の関係で省略いたしました、ここで概略のことをお示しいたしております。今回既存施設の有効活用を図ろうということで検討を加えているところでございます。その中で、既存施設の中で活用できそうなものとして天ヶ瀬ダム本体の放流孔、審議資料1-6-3の12ページ、13ページでございます。そこで天ヶ瀬ダム本体の放流孔をコンジットゲートといいます、これをふやす案を現在、技術検討委員会で検討しております。

アーチダムにつきまして、特に運用しているアーチダムの堤体に新たな放流孔を設けるということは世界的に見ても全く例がない、新しい技術を要しますので大変慎重に検討いただいているところでございます。

現在の段階ですが、堤体応力の状態はFEM解析等を行った結果ですが、そこから得られた施工条件、気温とか水温とか、あるいは貯水流入量等によっては放流設備の増設が一定の条件で可能であろうというところまでいただいております。ただし、この案を実施するためには複雑な応力状態を示すアーチダムのさらに詳細な検討、三次元FEM解析等、応力解析が必要です。あるいは天ヶ瀬ダムの運用中に工事を行うということで、管理を行いながら工事ということになりますと、施工中に洪水が発生した場合にどう対応しなければならないかということ。あるいは非常事態が発生した場合にすぐに直下流に宇治市を控えているということでございますので、そういった危機管理のあり方について、現在継続して技術委員会とか、あるいは河川管理者で検討を加えているところでございます。

それから、2点目のところでございます。2点目と3点目を合わせたご回答、全くそのままの

ご回答にはならないかもしれませんが、資料を準備というか、表示をさせていただいてそこでごらんいただきたいんですが、まず、天ヶ瀬ダムของ洪水調節のイメージです。今、スクリーンの左側に表示させていただきましたけれども、天ヶ瀬ダムの流入量が増加いたしますと、青いライン、流入量とありますが、それに対して放流量を絞ることで当然ここで洪水調節を行っております。その際、事前に予備放流を行って、下にあります貯水位との関係ですが、水位を下げて、それで空いた容量で洪水調節を行うと。当然その間、水位が上昇するということになります。

この際に水位が上がりますと、既存のコンジットゲートをもちまして放流して水位が下がっていくわけですが、先ほど今本先生からご指摘のあったところですが、天ヶ瀬ダムの水位と放流能力の関係について、次のシートをお願いしたいんですが、左側をごらんいただきたいんですけれども、天ヶ瀬ダムには洪水調節用のコンジットゲートというものがございまして。それから、流入量が大きくなりますとダムが危険になりますので、緊急用の洪水吐けということで、クレストゲートというものがございまして。クレストゲートというのは上部の方に位置してございまして、そこに示してありますように74.5mの高さからクレストゲートが放流をし始めることができるということになっております。コンジットゲートだけで放流量をふやそうと思いますと一番高い常時満水位の状態でも1,100m³/s程度しか放流できません。このコンジットゲートで放流することによって下流への放流量を調整することができますので、通常洪水調節はこのコンジットゲートのみで行っております。

ただ、緊急時にダムの堤体の安全性を確保するために、やむなくクレストゲートによる放流も行わざるを得ないというところがございます。今回、クレストゲートも使って放流した場合、77.4mの場所で1,500m³/sという放流能力が確保できるということがございます。ただ、この場合、洪水調節を行う構造をクレストゲートまで使うと、このときには洪水調節が基本的にできない形になりますので、流入量がふえますと下流にそれ以上の放流量になるということで、クレストゲートによる放流能力の増強というものを私どもは検討しているところでございます。

ご質問にありました、例えばクレストゲートまで使って77.4mの段階で水位を下げて洪水を迎えれば72mまで下げれば洪水調節ができるだろうというご指摘がございます。この1,500m³/sの放流をしている際というのは、後期放流時になりますので、専ら洗堰、琵琶湖からの放流ということにかかっている、特に全開している状態で1,500m³/sという流下能力を発揮することになると思いますが、その段階で要は洗堰を閉めにかかることによって水位を下げるのが容易にできます。

つまり、水位を72mまで下げる時間というのは洗堰を全開状態から、例えば放流制限だとか、

全閉状態にする時間と同じことになると思いますので、その要する時間ということでお答えさせていただきたいと思いますが、それにつきましては以前、全開放流に実際にかかった時間ということでお示したものををご用意いたしましたけれども、通常、これは人間が操作することになりますので、放流量を変更するに当たってどういう状態か把握して、そして人員を集めて放流量を変える場合に、上流、下流に対する安全性を確保するために巡視に回りまして、それで安全性を確保した上で放流量を変更する手続をとっております。

この際、例えば昨年5月17日においては、前日に既に準備が整っている部分がございますので、巡視を始めてからゲート操作を終えるまで約9時間かかっております。ただ、この場合、一時事故がございましたのでその期間を除いたとしても、現行のルールにのっとれば、少なくとも、早くとも数時間を要するということになります。この場合に数時間、通常、我々はその意思決定に準備とかで少なくとも3時間ほど要してございます。この場合、全開放流を3時間ほどし続けておりました。それで、ようやく徐々に絞っていく形になりますが、この3時間という時間が天ヶ瀬ダムに流入することになります。

次のペーパーをちょっと。数字が大変見づらくて申しわけございません。これは、後期放流中に天ヶ瀬ダム上流域の残流域にどれだけ雨が降ったら、どれだけ流量が入ることになるか、天ヶ瀬ダムにどれだけ入ることになるかという数字を挙げたものでございます。後期放流、例えば琵琶湖の水位によって変わりますけれども、 $1,100\text{m}^3/\text{s}$ 、 $1,200\text{m}^3/\text{s}$ あるいは $1,500\text{m}^3/\text{s}$ という数字を掲げてございます。残流域からの流入量は、単純に考えまして合理式を用いて流出率0.7、洪水到達時間を2時間と考えましてピーク流量を算出して、そのピーク流量を合わせておりますので大ざっぱなつかみと見ていただければ結構なんですけど、そうしますと、ちょっとその下に行っていただいて、天ヶ瀬残流域の降雨量と天ヶ瀬ダムオーバーフローとの時間との関係。オーバーフローというのは $1,800\text{m}^3/\text{s}$ 以上入る場合の時間で見ました。ここであらわしていませんのは、後期放流が $1,100\text{m}^3/\text{s}$ から $1,500\text{m}^3/\text{s}$ の間で、1時間後に何mmの雨が降ったらオーバーフローするかというものを示したものでございまして、雨の降り方にもよりますけれども、10mm程度あるいは20mm程度の雨が降りますと、その2時間後には天ヶ瀬ダムがオーバーフローしてしまうという、単純な計算結果ですが、そういうものを示させていただきました。

つまり、いろいろ人間的に操作するところもございしますが、そうしている間に72mに事前に下げておかなければ間に合わないという状況と私どもは認識してございまして、水位を高くすれば当然放流能力は確保できるわけですがけれども、その段階では24時間、常に人を張りつけて観測をし続けた場合でも、こういうように2時間で降る雨の量によっては天ヶ瀬ダムからオーバーフロ

一してしまうという危険な状態になりますので、そういう意味で事前に72mにまで下げておく必要があるというふうに考えております。

続きまして、質問の2に移らせていただきます。ご質問の中で鹿跳溪谷の流下能力は現状でも $1,500\text{m}^3/\text{s}$ 以上あるということですが、昨年の7月8日の第2回ダムワーキングの資料4-2の62ページで、鹿跳溪谷のイメージですが、グラフを準備させていただいたところがございます。鹿跳溪谷を現状で $1,500\text{m}^3/\text{s}$ 流す場合に、これは全開状態でどういう状態になっているかということに対してご回答したのですが、右側に琵琶湖の水位2.9m、この状態になってようやく鹿跳溪谷が $1,500\text{m}^3/\text{s}$ 流れる状態になります。

この河床断面を見ていただいて、つまりここがネックになっているということで、ここを掘削しない限り $1,500\text{m}^3/\text{s}$ の流下能力はないということがございますので、先生のご指摘の中で洗堰のゲートの増設等のお言葉がございましたが、こういった部分については全開状態になりますので、増設しても効果はないと。あくまでも鹿跳溪谷が阻害になっているので、流下能力を確保するためにはここの増大が必要であるというふうに考えております。

現在、トンネル案ということですが、当然、鹿跳溪谷の開削も案にはあろうかと思いますが、景観上大きな変化を与えるということで現在はトンネル案ということで検討してございます。その構造についてまだまだ詳細に検討は進んでおりません。ですから、2点目の質問に對しましては構造が決まり次第またご説明したいと思います。

○河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所長 吉田）

淀川河川の吉田です。

私の方から宇治川塔の島地区の河道整備について、質問3と4をあわせてお答えをさせていただきます。塔の島地区につきましては歴史的景観の保全ということで、私どもとしても重要な観点で進めておるといところでして、できるだけそういう点からも掘削量を少なくするためにこれまでいろいろとご意見をいただいておりますけれども、今回のそういうご意見も踏まえて、できるだけ掘削量を少なくするような検討をこれからも進めていきたいというふうに考えておるところでございます。あわせて、水辺の緩傾斜化というようなお話でございますが、掘削の形状等についてもあわせて検討を行う予定でございます。以上でございます。

○今本副委員長

今の回答は余りにもそっけないですよ。もっと温かい回答をしてほしい。最初の天ヶ瀬の部分にしても、ああいう説明ではほとんどの人がわからない。もっとわかりやすく説明するという努力をぜひお願いしたいと思います。

それと、例えば塔の島のところについては河床をどれだけ掘削するのかということだけでこれだけ問題になってきているわけです。ところが、その一方で、流下能力を小さくする、低下させるといような行為をしてきた。これは当然、当初は河床を3 m掘削ありきで出発しているからそういうことになっているのだと思いますが、景観上少しでも掘削量を減らそうということになれば、やはり原点に立ち返って例外なくいろんな問題を根本的に検討する必要があるんじゃないかと私は思います。そういう意味で今の説明は、まだできていないからしませんが、これはここでは通るかもわかりませんが、余りにもそっけない。もう少し答え方を以後考えていただきたいと思います。

ほか、委員の方で質問。はい、どうぞ。

○本多委員

本多です。

この間、塔の島の問題では住民対話集会とか、そこではきちっとした意見書も最後にまとめられたと思いますし、宇治の市議会も意見書を出されたと思います。そのような意見を聴取されたというのは当然のことだと思いますが、その結果、どうして掘削の量であるとか、形状であるとか、時期であるとか、そういう掘削のみの対策しか考えられなかったんだろうか。あの意見書の中には、さまざまな方法を考えてほしいということが住民の意見として出ていたはずなんです。それをどういうふうにお聞きになって、最終的にこの掘削ということの方法を検討するようになったのか、その辺を少しご説明いただかないと宇治の皆さんも納得いかないところがあるんじゃないかという気がいたします。以上です。

○今本副委員長

はい、どうぞ。

○河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所長 吉田）

淀川河川の吉田でございます。

言葉足らずであったかもしれません。恐縮でございます。もちろん、そういういろんな方々のご意見をいただいております。現時点でこういう形で掘削を、こういうふうにご意見を踏まえつつ今現在も検討を進めておりますけれども、引き続き地域の方々、それと学識者の方々も加わっていただくような検討会のようなものも今予定をいたしております。そういった中でもご意見をいただきながら歴史的景観の保全について、引き続きできるだけ配慮していこうということで考えております。

○本多委員

それは、検討の中に掘削以外の方法もあるということですか。

○河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所長 吉田）

いろんなご意見をいただきながら、その辺は検討を進めていきたいと考えてございます。

○今本副委員長

どうぞ。

○綾委員

綾です。

基本的なことなんですけど、 $1,500\text{m}^3/\text{s}$ 流れるということは、どれぐらいの頻度といいますか、起こるものなんでしょうか。ちょっと教えていただきたいんですけど。

○河川管理者（近畿地方整備局 琵琶湖河川事務所長 河村）

琵琶湖河川事務所の河村でございます。

審議資料1-6-3で、頻度ということで直接お答えはできておりませんが、16ページにシミュレーションした結果でございます。これは実際に平成7年に全開したときの放流量で、琵琶湖の水位が93cmにまで高くなったときに全開放流をしていましたが、そのときに今回の一連の流下能力の増強があった場合どのような量になるかということで示させていただきました。これが $1,500\text{m}^3/\text{s}$ には届きませんが、 $1,400\text{m}^3/\text{s}$ ぐらいまでは行くだらうというふうに考えております。つまり、琵琶湖の洪水の頻度に応じて $1,500\text{m}^3/\text{s}$ になる頻度というのが決まってくるのかなと思っております。

○綾委員

ということは、今のお話ですと、90cmの水位が出るようなときには多分そういうぐあいになるだらうということですね。じゃ、90cmというのはどれぐらいになるかということをもた後で教えていただければいいわけですね。はい、わかりました。どうもありがとうございます。

○今本副委員長

今の説明でやはり腑に落ちないのは、90cmになった、全開で放流をした。下流には被害が出ていないですよ。出ていますか。ですから、今のままでどこがネックになっているのかというのをもう少しわかりやすく説明してほしい。 $1,500\text{m}^3/\text{s}$ 放流します。それは結構なんです。しかし、本当に必要なのは、災害が起きるかどうかの可能性です。災害が起きるといのは、想定した以上のことがあればやはり起きますから、絶対に大丈夫ということは言えないというのはわかるん

ですけど、少なくともこれはそういう例にはなり得ないんじゃないかと私は思います。

時間の都合上、会場からの意見に。はい、どうぞ。

○傍聴者（藪田）

宇治世界遺産を守る会の藪田と申します。今回の「天ヶ瀬ダム再開発に関する方針」を見たときに、私たち住民の意見は一体どのように扱われているのかと。言ってみれば、住民の意見は聞くけれども、聞き置くということになっているんじゃないかと考えております。

それと、流域委員会から「天ヶ瀬ダムからの放流能力の増大方法と増大量、宇治川の流下能力の増大方法について調査検討をより詳細に行って結論を出しなさい」という意見が出てたんですが、そういう検討結果の報告がなくて、天ヶ瀬ダム再開発実施だけの結論が出されているということは非常に遺憾だと思います。

それで、何点か質問したいと思うんですが、まず第1点は「瀬田川洗堰の全閉ルールについて、淀川水系の治水の根本的な課題の一つとして、見直しも含めて瀬田川洗堰のルールのあり方について検討していく」というぐあいになっています。琵琶湖の治水、利水、環境面からこの瀬田川洗堰の操作規則の見直し、検討が今課題になっているんですけど、先ほど話があったようにまだ検討結果は出ていません。そういう検討結果と関係なくこの瀬田川洗堰の放流量だけが決まるというのはどうも合点がいかない。

それから、第2の質問ですけども、天ヶ瀬ダムの放流量を $1,500\text{m}^3/\text{s}$ にすれば、琵琶湖から放流できる最大量は $1,500\text{m}^3/\text{s}$ になると書いてあるんですけども、大戸川の流量は $300\text{m}^3/\text{s}$ とかいうのがあると思うんですが、これを考慮した場合、これはおかしいんじゃないかと。

それから、質問第3。天ヶ瀬ダムを洪水期制限水位で $1,500\text{m}^3/\text{s}$ の放流計画ですが、ここで $1,500\text{m}^3/\text{s}$ 放流すれば、下流の宇治発電所の放流 $60\text{m}^3/\text{s}$ とか、それから志津川の流量を加えますと宇治橋での計画高水量 $1,500\text{m}^3/\text{s}$ を超えるということになるんですけど、これは構わないのか。

質問第4ですけども、先ほど話にあった宇治川の自然景観とか歴史的景観を破壊する原因というのは、 $1,500\text{m}^3/\text{s}$ の流下能力を持たせようということで塔の島地区の河床掘削をする計画だと思うんですけど、この掘削量は当初3.3m、それが1.2m、1.1mとなって、昨年9月に0.8になりました。それで、今回の報告で「宇治川塔の島の開削については、景観を保全する観点から掘削量はできるだけ抑制するとともに掘削手順についても検討します」となっているんですけど、そこで質問ですが、河川管理者自身が宇治川塔の島地区の流下能力が一番小さい場所であると述べている亀石において、護岸工事の名目で亀石直下から観流橋の間を埋め立てた。天端で7mぐ

らい、川底で14mぐらいあると思います。高さは3.6mぐらい、長さが150mぐらいやと思うんですけれども、これは一体何が目的だったのか明らかにしてほしい。

それから、これを撤去すれば流下能力は幾ら上がるのか教えてほしい。

それから、質問6です。塔の川のところを締切堤で締め切っていますけれども、宇治の商工会議所の委員会のある意見によれば、この締切堤を撤去して、塔の川も宇治川本川と同じ深さまで掘削してはどうかという意見があります。塔の川の締切堤を撤去すれば流下能力が幾ら上がるのか教えてほしい。

質問第7ですけれども、私たちは、歴史的景観を保全するためには基本的には河床を掘削すべきでないと、極力少なくすべきだと考えています。それで、鹿跳溪谷はバイパストンネル計画があるんですけど、塔の島地区でもバイパストンネルを検討すべきであるという意見を出しました。

「天ヶ瀬ダムワークの意見書」でも同様の意見が出されています。それで、これに対して河川管理者は迂回トンネルについて、つまりバイパストンネルですが「地形や民家の密集状況から現実的でないと判断していますが、代替案の1つとして課題や問題点を整理し報告したい」と回答されているんです。これは去年の11月24日の回答ですが、いかなる検討が行われたのか明らかにしてほしいと。やはりさらなる検討を求めたい、このように思います。

最後の質問ですけれども、「掘削方法について平成17年度に『宇治川塔の島周辺景観検討会（仮称）』を開催し検討してまいります」としていますが、この検討会についての質問です。流域委員会は、「宇治川の歴史的、文化的景観に配慮して河床の掘削量をできるだけ抑えるとともに、過去の景観との対比を通じた新たな景観の創出を目指す改修計画を地域住民とともに構築することが重要である」というぐあいに指摘されました。私たちも、「『事業中のダムについての意見書案』の天ヶ瀬ダム再開発についての意見」の中で、「世界遺産と一体となった新たな景観の創出を目指す改修計画を地域住民と構築する」ためにはシステムが必要だということで、その1つとして「地域住民や市民団体が参加する『仮称宇治川委員会』を設置」してはどうかという意見を出しました。

今回、設置される「宇治川塔の島周辺景観検討会」は単に掘削方法についてだけ検討するのではなくて、やはり「世界遺産と一体となった」宇治川の「新たな景観の創出を目指す、そういう改修計画を地域住民と構築する」ための検討会にしてもらいたい。私たちも参加したいと思っています。そこで、実は淀川流域委員会の新規委員は公募されました。私たちは同様に、この今考えられている「塔の島周辺景観検討会」も委員を広く市民に公募して、幅広く意見が反映できるものにしていただきたいというぐあいに考えますが、河川管理者の考えはいかがでしょうか。以上

です。

○今本副委員長

こういう質問は委員会ジャックです。これだけ多くの質問をされますと、ほかの方の質問ができなくなります。回答は後回しにします。

はい、どうぞ。

○傍聴者（山崎）

1つだけに絞ってご質問したいと思います。歴史的景観の保全ということが再三課題として挙げられています。しかし、今の質問にちょっと出ていましたけれども、塔の島の周辺は、さっきから出ている塔の川というのはもともと河川を下げない、宇治川の中の一部なんです、本川をどんどん下げたのでほうっておいたら干上がってしまって、ただの土になってしまう。しようがないからため池のようにしてふさいで水を流して、そこにポンプで水を送ってたらたと流しているというのが今できているわけです。中は、もちろん水質は低下をしていますし、藻が発生したりして景観は非常に打撃を受けています。塔の島そのものもかつては水辺で遊べる川だったのが、今は石垣を築いたとりでの上の島のようになっています。そこから落ちたらもう助からない。前は川辺で遊べたのが、今は遊ぶこともできない。軍艦島という言い方もあります。そういう状態になっています。つまり、塔の島の景観は、もう既にかなり大きな打撃を受けています。この上さらに致命的な打撃を与えるかどうかというのが塔の島周辺の景観問題のリアルな表現です。

この資料1-6-3の22ページにあります、現況と再開発後の変動という水位の図がありますが、現況というのは確かに今の状態ですが、本来、歴史的景観はこれよりずっと以前の状態で、既にかなり破壊が進んだ状態が現況です。ですから、この問題については、そういう視点で検討の中で加えていただきたい。今とそんなに変わらへんやないかというような言い方は、全く事実に対する、正確な認識に欠けているという意見を言わせていただきます。

○今本副委員長

はい。

○傍聴者（梅原）

宇治から来ました梅原と申します。

今本先生、かなりの項目を指摘していただいたんですが、2点だけ指摘していただけなかった点、いわゆる昭和28年の大水害で宇治川に1,780m³/sの流量が流れて堤防が決壊しました。槇島堤防の脆弱性が云々されているんですが、1,500m³/s流す流すというそのことだけは先行し

ているんですけれども、安全なのかどうか、その点について全く明らかにされておりません。

それから、もう1つ、私が住んでおります志津川村というところなんですけれども、この間琵琶湖河川事務所からも来ていただきまして、低周波振動問題が発生しているということで説明もいただきました。去年の8月です。何回か調査していただいているんですが、去年も入り口で1回だけしてもらったんですけれども、その結果について対応をどうするのかとかいう問題について全く明らかにされておりません。そういった問題について明らかにする中で、この間、先ほどもありましたけれども、この宇治川の1,500m³/s放流問題、なぜ30何年もかかっているのにできひんのやということをおっしゃいましたけれども、問題があるからできないんだと。その問題をどう解決するのかということをお明らかにせずして、ただ1,500m³/s放流、そのことだけを先行させるというのはもってのほかだと思います。宇治川の1,500m³/s放流をせえへんのだったら琵琶湖の浸水被害が軽減されないのかという点では、昭和47年、平成7年の比較をされれば激変しているということは明らかでありますから、何も天ヶ瀬ダムの再開発で1,500m³/sを放流せんでも、そういった対策は何ぼでもとれるのではないかと、そういうことを考えていただきたい。

先ほど、総合治水を超える、そういう対策を流域委員の皆さん方は考えていただいているんだという話がありました。しかし、整備局がまとめた方針においては全くそういうことが欠落している。これまでと旧態依然とした方針になっているということを改めていただきたいということをお願いしたいと思います。以上です。

○今本副委員長

はい、ありがとうございました。ほか発言ございませんか。よろしいですか。

それでは、ご意見が多かったと思うんですが、今のを総括して3分程度で河川管理者、回答してください。それと、個々の質問に対しては、例えば藪田さんから9つの質問がありました。これはまた別途答えてもらうということにしてもらって、よろしく願います。

○河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所長 吉田）

淀川河川の吉田でございます。

先ほどの繰り返しになるかもわかりませんが、やはり塔の島地区の歴史的景観の保全ということについては、私どもとしても大変重要なことだというふうに考えておるところでございます。ダムワーキングの中で、80cm掘削ということで案を出させていただいております。これに対しても多々いろんなご意見をいただいております。本日もいろいろご意見をいただいたわけですが、そういったご意見も踏まえながら歴史的景観の保全というのを念頭に塔の島地区の河川整備の案をできるだけ早く固めていきたいと。地域の方々の意見、それから学識

者の方々の意見も聞きながら進めていきたいというふうに考えてございます。

○今本副委員長

よろしいですか。では、最後にもう1つ。

○傍聴者（塚本）

前委員をさせていただいた塚本です。

この淀川5ダムについての方針が出ましたときに、これはダムに限っては従来の、外には水を一滴も出さないよというその文章表現です。ここで、本当に大事なことは、この流域委員会が立ち上がったときに河川管理者と、委員会での理念といいますのは、具体的に置き換えますと流域対応、堤防強化によってダムの負荷を小さくしていこうということでもありますね、今後、要するに降雨がどれだけ大きくなっても何とかということでしょう。

だから、我々住民としては、今危ないところ、破堤してでも逃げて、まず少なくとも命が助かること。次第に住民同士も話し合って何とか水害による被害も軽減していけるよというような状況をつくり、都市計画などを含めた町づくりになってゆくことです。そこを今後20年、30年で進める。このダムについての方針中でもその過程としてということがなければ、本当の意味で環境も含めた納得と合意というのは得られないわけですね。

また、例えばこの琵琶湖の水位操作基準についても総合開発があつて、その結果どのような欠点があつたのか、長所はあつたのか、その辺も含めて根本的なところを今後やっていかないと、とてもではないけれども今後二、三十年、それ以降、淀川水系として合理的に発展することは難しいと思います。

ただ、ここで5ダムについてある結果が出たということは、やはりその合理の内容が具体として含まれてあらわれているというのは実に評価できます。以上です。

○今本副委員長

ありがとうございました。

それでは、ちょっと回答の方は中途半端なんですけど、個々の分についてはまた改めてお答えいただくということで、川上ダムに移らせていただきます。

○川上委員

木津川上流部会の川上が川上ダムについて質問させていただきます。

方針発表以後に委員会の中で委員からの意見を集めまして、ここにごらんの主に3つの質問が出てきたわけです。これを私なりにまとめましたんですけれども、本日の質問は川上ダムに関して委員から出てきた質問の中から抽出した主要なもののみでありまして、すべてを網羅したもの

でないということを最初にお断りしておきたいと思います。そして、ただいま時間的に5時45分になろうとしております。このままいきますと、予定しております6時という時間をかなりオーバーしそうですので、私の質問はかなり広範な範囲にわたっておりますけれども、できるだけ手短に行いたいというふうに思います。

大きく分けまして環境、治水、利水、それから住民参加という内容になっておりますので、まず環境をお話いたしましたして、そして河川管理者からお答えをいただく。次にまた治水を質問いたしましたして、河川管理者からお答えをいただく。一番最後に一般傍聴者の方からご質問なりご意見を伺うというスタイルで進めてまいりたいと思います。

まず最初に、環境について質問いたします。川上ダムの建設目的にある、流水の正常な機能とは何か、また流水の正常な機能を維持する水量とはどれぐらいの水量を指すのか。川上ダムを建設することによって、かえって流水の正常な機能を阻害するのではないか。木津川上流には既に4つのダムがありまして、木津川上流ダム群と呼ばれておりますが、このいずれのダムも上下流の自然環境にかなり大きな影響を与えてきたという経緯があります。そして、この流水の正常な機能を阻害する具体的な現象としてどんなことが考えられるかと申しますと、水質や底質の悪化、生物や土砂の連続性の遮断、水量の安定化によるダム下流域の攪乱の現象、それから土砂が流れてこないことによる河床のアーマー化、こういうふうなことが問題となっております。

次に、水質でございますけれども、川上ダムを建設したとき富栄養化による水質悪化、浄水障害は起こらないかどうかということであります。今申し上げた木津川上流ダム群のいずれのダムもが富栄養化によりまして赤潮が発生したり、アオコが発生したりしております。また、名張川から水をとっております名張市の水道部は、高度浄水処理こそできておりませんが、活性炭による浄化をしておりまして、大変費用がかかっております。

次に、自然環境、動植物の生息、生育の保全策として河川管理者が考えているのは専ら移転、移植ばかりでありまして、個体群を生態系ごと生息、生育地で保全するという原則を軽視しているのではないかとということです。

次は、希少猛禽類が数種、営巣、繁殖、採餌あるいは採餌域などが確認されておりますが、これらは移転型の保全ではできない種でございます。どのように保全するのかお伺いしたいと思います。

特別天然記念物のオオサンショウウオが前深瀬川、それから川上川に353尾確認されておりますが、この流域全体で考えますと多くて1,000匹ぐらいいるのではないかとというふうに言われております。このようにオオサンショウウオの個体群が高密度で生殖、繁殖している河川環境は日本

国内にもそれほどありません。世界的にも極めて重要であります。ダム建設によって大きな問題は予測されないと学識者は報告しているそうですが、この大きな問題というのはどういうことを指すのでしょうか。絶滅でしょうか、あるいは絶滅しなければいいというふうな考え方でしょうか。そのことについて質問いたします。

方針では治水、利水に比べ環境保全、特に生態系の保全が著しく軽視されているように思います。環境基本法の制定、生物多様性国家戦略の閣議決定など、河川法改正の背景と趣旨、その実践について河川管理者はどのように考えているのかお伺いしたいと思います。

以上の点につきまして、まず河川管理者からお答えをいただきたいと思います。

○河川管理者（近畿地方整備局 木津川上流河川事務所長 谷崎）

木津川上流河川事務所の谷崎と申します。

最初の、正常流量とは何かというご質問でございましたが、正常流量につきまして一応私どもの方で定義をしてございます。ご紹介いたしますと、通称10項目というふうに呼んでおりますが、既得用水の安全な取水、それから舟運、それから漁業、観光、塩害防止、河口閉塞の防止、それから河川管理施設等の保護、地下水の維持、動植物の保護、遊水の清潔な保持というような項目がございまして。

それは項目としてはございますが、全項目について、例えば河口閉塞とか、塩害の防止とかいう部分は、川上ダムについては上流部に位置しますので、一応検討の対象から外してもいいという項目につきましては除いて検討しているというのが川上ダムの検討の内容でございまして。

かえって自然に影響を与えているのではないかとご質問でございましたが、それにつきましては前回ご説明しました7月21日の審議資料1-5-2におきまして説明してございます。項目でいきますと、川上ダム建設に伴う自然環境への影響ということで関係部分を検討した結果を説明させていただいた経過がございまして、その中で自然環境への影響につきまして委員会でいろいろご検討いただいたという経過もございまして、全体の中の委員の先生方にコメントをいただいているという状況でもございます。

それから、これから先幾つか質問がございまして、これは説明者が変わりました川上ダムの方からお答えします。

○河川管理者（水資源機構関西支社 川上ダム建設所長 恒吉）

川上ダムの恒吉でございます。

水質のところから説明をいたします。川上ダムを建設したときに、富栄養化による水質悪化、浄水障害は起こらないかとご心配でございます。これも7月21日の資料でも書いております。

シミュレーションをして、そしてダムができた対策後についての状況を明らかにしているわけです。例えば、温水放流対策は選択取水、あるいは富栄養化対策については浅層曝気、底層貧酸素化対策については深層曝気と、こういうふうなことで対策をしていこうというのが基本でございます。

では、富栄養化問題についてはどういう状況、どういうふうにしているかということでございます。クロロフィル、あるいは窒素やリンということで評価をしておりますけれども、OECDの判定で見ますと、富栄養化段階の判定指標としては中栄養のレベルであると、このように考えております。中栄養のレベルというのは、では障害は起きないのかということでありまして、川上委員の方からも今おっしゃいましたが、木津川上流地域の近隣のダムにおきましてもいろんな状況がありますが、部分的にはアオコの発生等は予測されるというふうに考えております。

ただ、ダム地点で54.7km²、そして木津川が合流しますと約2倍の流域、その下流で今三重の水道の方は取水が予定されているというふうに聞いておりますけれども、そういう意味では河川水とあわせての取水でございますので、水道用水に対する水質障害が発生する可能性ということについては、相当程度希釈をされ、大きな水質障害はないものというふうに考えております。また、名張の水道局の方にも問い合わせをしておりますけれども、住民からの苦情はないというふうに聞いておるわけでありまして。もちろん、水道事業者におかれましては、活性炭等のそれぞれの対策はやられているようでございます。

自然環境、動植物の関係でございましたが、生態系の問題でございました。当然、生態系については重要な観点でございますので、そういう意味で保全策を考えております。極力影響を軽減させることを基本に考えているわけです。例えばオオサンショウウオでいいますと、前深瀬川流域の個体群の繁殖活動の維持ということで、ただそこにいる個体を移動させればいいのかということではなくて、流域全体としてそれを考えていく。そして、生態系という意味ではピラミッドの下層部から全体として保全をして、そしてその上に頂点があるわけですので、そういう意味では例えば里山も含めて考えていくということで対策を検討しているところでございます。

希少猛禽類のところ、私どもはオオタカのことについても資料で記述をしているところでございます。平成8年から平成16年7月まで調査をした結果を出しております。293日間、2,300時間、延べ調査員1,800人を入れた調査をし、周辺に6つがいがあり、そしてダムの事業との関係では3つがいがいるということで、その評価をいたしました。工事箇所を営巣中心から回避するというを基本に考えておりまして、道路のルート回避したり、あるいは土捨て場位置を変えたりというようなことを既に実施したところでございます。今後におきましてもモニタリングなど

の実施を行います。当然、現在も行ってありますが、道路工事の一時的な中止も現在も行ってありますけれども、影響がある場合にはそのようなことも考えながらやっていくわけです。えさ場の喪失、あるいは関係者の協力も得ながら行う残された里山の保全というのも今後検討していく課題というふうに考えております。

オオサンショウウオのことです。オオサンショウウオは西日本に生息が確認されている特別天然記念物です。平成8年9月から16年12月まで、延べ969人の現地調査でわかったことであります。先ほども数字が出ておりましたが、この前深瀬川流域に353個体が確認されていると、そして貯水池と想定されるところに100個体が確認されておるし、巣穴も15カ所ほど全体であると、こういうことを説明したところでございます。

ここで大事なものは、私たちはダム貯水池とダム敷き、それとそれ以外のところとを分けて考えております。例えば、生息環境が消失するところと生息環境が影響されるところというこの区分であります。生息環境が消失するところにつきましては、基本的には移転ということを考えております。当然、移転を考える場合には、その川の状況をよく調べて過密にならないように、そして生息が続くような環境をつくりながらサンショウウオ道の整備などを行いながら移転ということを中心に考えております。

生息環境への影響のところにつきましては、貯水池以外のところでございますけれども、こういうところにつきましては大きな変化はない。例えば、ダムの上流域あるいはダムの下流域の河川につきましては、オオサンショウウオの移動は約200m程度の移動というのが私どもの調査の結果でございますけれども、そういう意味ではダム貯水池以外は大きな影響はないというふうに考えております。貯水池にある100個体についてきちんと移転をする、そして移転先で生息していく、または繁殖ができるように、繁殖巣穴などの整備なども含めまして今後さらにモニタリング、検討をしていく、こういう考えでございます。

○河川管理者（近畿地方整備局 木津川上流河川事務所長 谷崎）

再び谷崎でございます。

環境の方で最後に方針について環境の見方が足りないのではないかというような趣旨のご質問でございますが、方針でも説明してございますように、総合的な環境を検討しておりまして、それによって現在進めてきているというところでございます。川上ダム建設に伴う環境につきましては、前にもご説明しておりますが、影響及び影響の軽減策、具体的な手法等につきましては、より詳細な調査検討を継続して実施していくということでございます。以上で環境の部分の説明を終わらせていただきます。

○川上委員

委員の方から質問の補足、もしくはご意見をお願いいたします。

村上委員お願いします。

○村上哲生委員

村上です。

特に水質について聞かせていただきます。確かにシミュレーションモデルを使った予測が示されておりますけども、しかしそれについては実測値と計算値の検定がこの情報ではできません。例えば、お示しいただいた資料にもそのグラフが書いているんですけど、それからはとても私たちは改めて計算してそれを検討することができません。生データの提供をお願いしたいというふうに思います。

これは、幾つかのダムで実際のシミュレーションモデルと実測値の比較をしたことがあったんですけども、非常に濁度・COD・クロロフィルに関しては再現性が悪いという結果が出ております。同じような手法が使われていて、川上ダムだけでそういった再現性がいいということは非常に奇異な感じがします。私はデータをまたいただいて、改めてこの再現性については検討して質問したいと思います。

それから、やはり説明が非常に定量的ではないところがあります。例えば、部分的にアオコが発生することが予測されるとか、相当程度希釈されるとか、これではやはり詳しい検討はできません。きちんとした数値を伴った説明をお願いしたいというふうに思います。

それから、活性炭の使用量も同じくそうです。頻度、使用量、そういったものをきちんと出す必要がありますし、もし必要があれば私たちも調べたいというふうに思います。

これでは学識経験者のコメントもつけられております。非常にこれは再現性がいいというふうなお墨つきがついているんですけども、このデータからではとても私はそういった答えを出すことができません。繰り返しになりますけども、生データの提供をお願いしたいということで終わらせていただきたいと思います。以上です。

○川上委員

ありがとうございました。もう一人の村上委員お願いします。少し手短にお願いします。

○村上興正委員

たくさんありますが、オオサンショウウオについては、例えば川上川と前深瀬川とは現在は交流していると考えられるのですが、それがダムができることによって、お互いの交流が分断されると思うんです。そのことについての影響が一切書かれていない。したがって、分断された場合

の各々の地域個体群がそこに残るといった保証がどこにあるのか、それを明確に示されたい。

○川上委員

はい、ありがとうございます。寺川さんどうぞ。

○寺川委員

審議資料1-5-2で、それぞれの項目ごとに学識経験者のコメントというのがありまして、「（川上ダム自然環境保全委員会の委員より）」ということを出ているんですが、これは委員会のまとめとして載せておられるのか、それとも委員会の委員の一人の発言なのか質問します。

○川上委員

河川管理者をお願いします。

○河川管理者（水資源機構関西支社 川上ダム建設所長 恒吉）

お答えします。村上先生の最初の質問でございますが、生データの提供につきましては、必要な部分については提供をしたいと、このように考えております。シミュレーションの再現性でございますけれども、私どもは近隣の比奈知ダムにおける再現性は大方できているというふうに言っているわけでございますが、鉛直1次元モデルを使ったものでございます。これにつきましては、例えば対策などを詳細に検討していく場合には、鉛直2次元モデルなども使って検討していくつもりでございますけれども、現段階で検討する場合では再現ができているという、これでいいのではないかと考えているところではございますが、またご指導を得たいと思います。

2番、3番の部分につきましては、また追って説明をしたいと思います。

オオサンショウウオのことでございましたが、川上川、前深瀬川との交流でございます。私どもの長時間に及ぶ調査においては、交流が行われているということについて確認はしております。ただ、DNAの鑑定もしておりますけれども、この地域のサンショウウオについてはDNAの差異はないというふうな結果でございました。

寺川委員の学識経験者のところでございますが、例えばオオサンショウウオにつきましては、オオサンショウウオ調査保全検討委員会というのを持ってございます。まずこの委員会でまとめられたものを委員長にコメントしてもらっております。そしてコメントの内容は、各委員の了解を得ているところでございます。以上であります。

○川上委員

はい、村上委員をお願いします。

○村上興正委員

1点だけあるんですが、DNA鑑定上2つの河川で差異がないということは交流が起きているということなんです。そういうことです。だから、交流が起きているということは確実なんです。これは数年に1回でもいいんです。例えば100年レベルでもいいんです。50年、100年レベルで起こったら起こるんです。そういう問題なんです。間違わないように。

○川上委員

ほかにございませんか。

河川管理者のお答えは必ずしも満足できるものではございませんが、きょうのところは時間がございませんので、これぐらいでおきたいと思います。

次に治水に参ります。委員会は当初から川上ダムは集水域が大変小さく、洪水調節効果が極めて限定的だと指摘しております。これについてはまだ委員会が納得できる説明をいただいておりますので、ぜひご説明をお願いいたします。

保津峡、岩倉峡を開削しない場合に、川上ダムは木津川、淀川の洪水調節にどのような貢献ができるのか、具体的な説明を大戸川ダムの方針に関連してお願いします。

なぜ岩倉峡狭窄部上流のみに既往最大規模の洪水を適用しようとするのかについて委員会はまだ納得しておりません。背景も含めさらに踏み込んだ説明をお願いします。

次に、川上ダムの必要性を左右する岩倉峡狭窄部の流下能力の調査結果はいつ明確にされるのでしょうか。それから、岩倉峡流入部の小開削による上流河川の水位低下の効果、下流への影響についての調査検討結果はいつ明らかにするのかという質問をつくりましたけれども、きょうの参考資料4-3に「岩倉峡部分開削効果の検討」という資料をこの問題について初めて提供いただきました。

内容はざっと拝見したところですが、この資料はこの問題に関するごく一部の検討資料であると言わざるを得ません。例えば、岩倉峡の流入部の最狭窄部の部分開削を例えば0.5m開削したらどうなるのか、1m開削したらどうなるのか、3m開削したらどうなるのかというシミュレーションの結果のデータがここに表示されないと、ちゃんとした検討の報告にはならないというふうに考えますけれども、きょうこの件についてご説明をいただくと時間がかかるのでまた改めてご説明を受けたいと思います。

次に、方針において木津川の堤防強化、河道掘削について触れられていないのはなぜかということで、この問題につきましては、先ほど今本副委員長の方からもご指摘がありました。

次に、川上ダム代替案のトンネル式放水路の費用対氾濫量効果、また費用対被害軽減額効果は、

実施が困難な他の代替案に比べて決して低くはないと思います。その積算根拠を明らかにしていただきたいという質問をつくりましたが、これにつきましても、私の質問を予想するかのごとく、参考資料4-4「木津川上流上野地区の治水対策案概算額及び概要図」という資料がきょう提供されました。この中の3ページに「B放水路2案」というのが記載されております、一番右の端です。

しかしながら、このデータを拝見いたしましても、我々には何のことかわかりません。先日、委員会が河川管理者にお願いしまして、余野川ダムの視察を実施させていただいたときに、ほぼ概成したトンネルを見学いたしました際に、このトンネルの建設費は幾らですかとある委員が質問いたしましたら、たしか、記憶は定かではありませんが、1m当たり180万円か200万円かというふうにおっしゃったと思います。そのように、我々素人にもわかりやすいように表現していただかないと、なかなかこれをちゃんと検証するということは素人にはできません。余野川ダムのトンネルの建設費を参考にしてご説明いただければと思います。

治水に関しては以上です。河川管理者のお答えをお願いいたします。

○河川管理者（近畿地方整備局 木津川上流河川事務所長 谷崎）

木津川上流河川事務所の谷崎です。

今ほど質問いただいた中で、集水域が極めて小さいので効果が限定的ではないかという質問でございますが、ダムを含む治水案をいろいろ検討してきたわけですが、その治水案の中に遊水地の掘削やあるいは新設の遊水地をつくる案というのがございまして、そういう案に比べてもダムの効果というのは非常に浸水被害の軽減効果が大きいということで、単位投資額当たりの被害軽減効果が非常に他の案よりもすぐれているということで、またそれに対する即効性もあるということで、前回の検討資料の方にもお示したところでございます。

それから、保津峡あるいは岩倉峡を開削しない場合に洪水調節はどのような貢献をするのかというご指摘が、先ほど大戸川のところでも同じ議論が出てございました。川上ダムでも岩倉峡を開削しない場合は、比較的下流の方の調節効果が少ないということで上流の方の軽減効果を検討してきてございます。

それから、次に岩倉峡の狭窄部の流下能力がどのようなものかというご質問がございまして、これにつきましては、以前、12月の第9回のワーキングのときに、資料の方でグラフをもって水位と流量の関係を示してございます。現在はこちらに写すことはできませんが、そういうことでお示ししてございます。

それから、先ほど岩倉を小開削した場合に下流に与える影響はどうかということで、川上委員

の方からご説明いただきましたが、本日資料4-3を持ってきております。ご説明をかいつまんでさせていただきたいと思います。先ほど委員の方から50cm、あるいは1m、3mというふうな大きな開削をイメージしてございましたが、私どものところでは、当面は開削できないという前提の中で、さらにその開削に伴う下流の堤防がきっちり補強、あるいはそれに伴いますところの水位上昇対策が行われているという前提ではございますが、その中でも1cmとあるいは5cm岩倉が下げるような掘削を行った場合、どういうことになるかという上流の効果を検討いたしました。

この資料としまして、1ページから7ページまで、8ページからそれ以降というふうに2度同じような図が来ておりますが、最初の前半につきましては、水位を1cm下げるようなものに対して上流の効果はどうかということでございます。上流の方は、上野遊水地の掘削、あるいは新設遊水地、河道の掘削というのを前提条件といたしまして、それにつきまして岩倉の現況のままの場合とか、あるいは掘削をやった場合とか、それにダムをつけ加えたらどういう効果が得られるかというのを検討してございます。

例えば2ページでございまして、その効果を説明してございます。床上浸水と床下浸水、それぞれ色を変えて一番上のグラフに示しておりますように、床上浸水の項目を見ていただきますと10洪水やってございまして、中央部分ぐらいに昭和47年の台風20号がございまして。例えばこれで見させていただきますと、岩倉は現状のままですと798戸の床上浸水に対して、部分開削、1cm低下するような開削をしたとしましてもほとんど変わらないと。その上に川上ダムをつくったといたしますと、265戸に減るという見方をしていただきたいと思います。そのような状況でこれ以降のページでも各氾濫とその浸水状況を書いてございます。8ページ以降がそれを5cmにした場合ということで書いてございますので、見方は一緒になってございます。

それから、方針で、堤防の強化、河道掘削について触れられていないというふうでございますが、それにつきまして、下流の方の堤防強化は早急にする必要がありますが、長期間を要しますということで、岩倉開削のためには水位上昇抑制対策が必要となります。それ以外の治水対策案についてもいろいろ検討してきたわけなんですけど、いずれも長期間を要するというので、川上ダムにつきましては、非常に投資効率、あるいは被害軽減効果も大きく即効性があるというふうにご検討してございます。

続きまして、優先順位につきましてご質問だったと思います。これにつきまして。

○川上委員

済みません。優先順位はご紹介を忘れておりました。木津川流域の治水対策の優先順位は次のように考えるが河川管理者の見解を聞きたい。1. 岩倉峡上流部河川の河床掘削・堤防強化・遊

水地の拡充、2. 木津川下流の堤防強化、3. 岩倉峡の開削、4.（最後の手段として必要あれば）ダム建設、このような優先順位が考えられますけれども、これについて河川管理者のご意見を伺いたいと思います。

○河川管理者（近畿地方整備局 木津川上流河川事務所長 谷崎）

済みません、ちょっと間違えました。質問を1つ飛ばしましたので、戻るような格好になりますが、代替案の事業費についてご質問があったと思います。参考資料4-4で放水路事業案を本日持ってきておりますのでご紹介したいと思います。先ほど言っていましたように、3ページの方で1案・2案というふうに示してございます。これがわかりにくいというご指摘だったのですが、一応見方といたしまして、A案・B案2つございまして、その違いは放水路の大きさが違います。トンネルが1本あるか2本あるかということでの差が書いてございます。先ほど言われましたように、余野川のような長さ当たりの表現にはなっていないが、それぞれの工種ごとに事業費を積み上げているということでございます。

ただ、単純に延長で割れば良いということにはならず、いろんな条件が積み上げてございますので、トンネル延長だけでは割り切れない部分がありますので、表現には工夫が要るかと思っております。

それから、先ほど追加でいただきました質問なんですが、事業の代替案につきましていろいろ書いてございますが、21日の審議資料1-6-4の10ページにいろいろな代替案が大きく分けて7種類あるわけなんですが、それにつきまして検討しまして、効率から選びまして、その中から上野遊水地の掘削案、新設遊水地案、新設遊水地の掘削案というふうにより有力な部分を挙げまして、さらにダム案を加えたらどういった評価になるかと資料の21ページで検討してきている状況でございます。したがって、掘削案につきましては当然入っているという状況でございます。

○川上委員

はい、ありがとうございました。委員の方からご質問を受けたいと思います。はい、千代延委員お願いします。

○千代延委員

千代延です。岩倉峡の部分開削についてご丁寧な1cmと5cm、2つもやっていただいたんですけども、要するにこれはどんなに張り込んでも何センチのものだから、二度と言うなということじゃないかなと思うんですけども、そこで質問があるんです。

○川上委員

これは開削を1cm、2cmという話じゃないですよ。

○千代延委員

水位ですね。水位の変化、それはわかっています。言い方が悪かったです。訂正します。1 cm か5 cm下がる程度ということなんですけども、今、岩倉峡よりも下流の堤防補強ということにかかっておられますが、これもこの前に申しましたけども、800mをまず手始めに木津川下流で補強工事を大々的になさっています。で、多分800mで5億円ぐらいかかるんじゃないかということでございましたけれども。視察に行かせていただいたときは、800mで4億3,000万か4,000万だけでも、これは何と何の費用が抜けておるからざっくり言うと5億になるかもしれない。ただ、そのトータルは責任のある数字ではないというふうにお聞きしますけども、約800mで5億円と。それを下流の全堤防について9割方やるようになるかもしれないと。そういうことをおやりになっても、あそこの水位が1 cmとか5 cm程度上がったならそれ以上は危険だから、あれは今の状況をあくまでも維持するためのものであるというふうに受け取ったらよろしいんでしょうか。

大変なお金を使ってやられるんですけど、要するに、現状維持のためのお金にすぎないというふうに受け取ってよろしいんでしょうか。

○川上委員

河川管理者をお願いします。

○河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所長 吉田）

淀川の吉田でございます。

堤防補強については、浸透と侵食に対して安全な堤防ということで、現在、堤防高マイナス余裕高までは少なくとも安全な堤防にしようということでやっておりますので、おっしゃるようなそこまでの外力に対して安全な堤防という、つまり上流からの負荷についてさらにとということにはなっていないということでございます。

○千代延委員

あと1点。もっと大きな話の岩倉峡とかああいう狭窄を開削するという表現のところへ、大きな話ですよ、下流の堤防補強等がないから開削できないというのですけども、あのときの堤防補強というのは別のレベルのすごいことを想定していらっしゃるわけですね。岩倉峡の開削とか保津峡、そういうときの。表現は多分、堤防の補強と下流の整備というふうにあったと思うんですけども、それは大変なレベルを上げた補強ということになるんでしょうか。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 児玉）

児玉です。

下流の河川の整備の状況という言葉だったと思うんですけども、これは堤防補強を今直前に

申し上げた堤防補強を実施するということは大前提の上で、さらに開削による水位の上昇というのが生じる、もし行えば生じますけれども、これに対する対策というのもプラスしてやった上でなければ開削というのはいけないというのが基本的な考え方です。

○川上委員

今本副委員長お願いします。

○今本副委員長

岩倉峡の部分開削について伺います。水位が1 cmから5 cm下がった場合どうなるかということを検討していますが、1 cmか5 cmとした理由をまずお聞かせください。1 cmか5 cm下げただけだったら効果がないのは当たり前のことではないですか。もし50 cm下がったらどうなりますか。あるいは1 m下がったらどうなりますか。これは岩倉峡の部分開削じゃなくして、もし水位流量曲線が1 mあるいは50 cm間違っていたとしたらどうなりますか。お答えください。

○河川管理者（近畿地方整備局 木津川上流河川事務所長 谷崎）

木津川上流の谷崎です。

1 cmと5 cmの数字につきまして、先ほど前段に申し上げましたように岩倉の掘削は前提としないと言いつつ、堤防補強の対策、あるいは下流の水位上昇の抑止対策ができたという前提の中で、仮に岩倉の水位を1 cm下げるあるいは5 cm下げるというシミュレーションをしてみましたということでございます。

○今本副委員長

するまでもないです。1 cmと5 cmだったら。

○川上委員

高田委員お願いします。

○高田委員

高田です。

千代延さんが言われた木津川本堤の堤防強化が現状維持という話に対して、吉田所長はハイウォーター、計画高水までは安全にしようと。その場合は、岩倉峡はどうなんですか。開削する予定のない状態での計画高水なんですか。あるいは木津川の計画高水自体は岩倉峡開削で遊水地を精いっぱい使って、いろんな段階があるんですけど、現木津川のハイウォーターはどんな前提なんですか。

○河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所長 吉田）

淀川河川の吉田です。

今まではいわゆる洪水が安全に流下できる量として、堤防の高さだけで評価をしていたわけです。基本的には堤防高マイナス余裕高の高さまではその川の能力としてありますよという話をしていたわけですが、今回浸透なり侵食なりということを調べてくると、かなり木津川の堤防については材質等の関係もあって、そこまでの安全性が十分保たれていないということになってきましたので、少なくともそういう設計外力に対して安全な堤防というのがまず一番優先度が高いだろうということで、堤防補強を進めているところです。

○高田委員

今1cmの水位低下は話にならへんと思うんです、5cmも。20cmとか50cmでないと。5cmではある程度効果があるというわけですから、15cmとか20cmの水位低下をさせるだけの部分開削みたいなことに対して現木津川の堤防はもたない、少しでもそれぐらい流量がふえたら木津川の堤防はもたないという話なんですかね。その辺がいろんな前提があって、オール・オア・ナッシングみたいな状態になってしまっているんですよ。我々が考えているのは、そのぎりぎりの選択ですので、ここら辺以上はあかんというのだったら、ダムをつくってくださいという、その選択肢ですよ。だから、話が荒っぽ過ぎるのと、みみっち過ぎるのとの両方ですね。こんなんでは議論がかみ合わないんですね。

○川上委員

今のご意見というか質問は言いつ放しで、委員会の中で今後また議論していきたいと思います。

時間の関係で次に移らせていただきます。利水についてであります。奈良県、西宮市の利水撤退により、ダム規模を縮小しても多目的ダムとして実施するのかということをお伺いしたいと思います。そして、縮小する場合のダムの規模や構造はどうなるのか、いつのわかるのかお尋ねしたいと思います。変更後の治水容量、利水容量、堆砂容量、不特定利水容量、流水の正常な機能を維持するための水量はそれぞれどれぐらいになるのかについてもわかり次第合わせて教えてくださいたいと思います。

三重県の利水 $0.3\text{m}^3/\text{s}$ については、ダム以外の代替水源で対応すべきではないのか、これについての考えをお聞かせください。三重県が単独で参加した場合の建設費の負担及び維持管理費の負担はいかほどになるのか、三重県民として興味があります。

これを全部お答えいただく時間がないので、1番目の質問と下から2つ目の質問についてだけ河川管理者からお答えをいただきたいと思います。

○河川管理者（近畿地方整備局 木津川上流河川事務所長 谷崎）

木津川上流の谷崎です。1番目の質問ということで、ダムを縮小しても多目的ダムとして実施するののかということなのですが、利水としての機能がございますので、あるいは治水、そういう意味もございます。それから、方針にも書いてございますが、不特定用水の、流水の正常な機能の維持と言っておりますが、そういうふうなことも含めまして多目的ダムとしてやっていくということでございます。

それから、次の質問で、三重県の利水 $0.3\text{m}^3/\text{s}$ につきまして、代替水源というご指摘だったと思いますが、これにつきましては、現在三重県、奈良県、西宮の合計 $1.11\text{m}^3/\text{s}$ ですが、三重県が $0.358\text{m}^3/\text{s}$ に減量見込みということで、奈良県が撤退、西宮市が撤退という可能性を含めて現在検討しているということでございます。今後関係者の方と調整を経て、計画内容も確定していくということですが、利水が減量ということになればそれに対応していくということになります。

それで、代替水源につきましてご質問だと思いますが、代替水源につきまして、ほかのダムとの転用も検討はいたしました。近年の利水安全度や、取水実績を勘案しますと、大部分の利水者には転用する余力がないということで、近年の状況から転用の可能性があると思われる利水者についてもヒアリングを行っておりますが、それにつきましても現状では実現できないというふうに回答をいただいております。これにつきましては、平成15年に三重県の公共事業評価審査会という委員会においても、代替の可能性も含めて水が必要であるという結論を得ております。

○川上委員

この代替水案につきましては、考えられるのは木津川本川からの取水、それから青蓮寺ダムから送水されている青蓮寺パイロットファームへの用水からの分水、高山ダムからの送水、長良川河口堰から三重県がもてあまして三重県の工業用水の水を引っ張ってくるというふうなことが可能不可能は別としまして考えられると思います。

続きまして、住民参加についてお尋ねいたしますが。

（「それは委員が。」と呼ぶ者あり）

○川上委員

ごめんなさい。では、委員のご意見。

○千代延委員

水の精査・検討は一応されて、今の三重県は1日2万8,000 m^3 ぐらいにしましたけど、さらに2万5,000 m^3 程度でよろしいのではないかという見解が12月5日か何かに出たと思うのです

けども、この取水源について、これは今初めておっしゃったのと違うのでしょうか。今まで資料をたくさんいただいて、よく見落とししたり、忘れたりしてまことに申しわけないと思っているのですが、今のことについては今までご回答いただいておりますか。

○河川管理者（近畿地方整備局 木津川上流河川事務所長 谷崎）

初めて申し上げました。

○千代延委員

初めては仕方がないとしまして、どこにどういうふうにしたか。三重県さんと少なくとも本当につつこんだ話をさせていただきたいのです。毎年、例えば大阪府とか大阪市というのは、1日に150万 m^3 から180万 m^3 取水しておるわけですけども、これが1%減りましたら、1万5,000 m^3 出るんです。大阪府と大阪市で3万 m^3 出るんです。河川管理者の方は実際の水利権は、確かにうまく立ち回って水利権のやりとりはしたとしても、実際には水がないとおっしゃっています。しかし、それは全体の傾向で言うところさかもしれませんけども、この約10年ぐらいずっと毎年1%程度確実に減っておるんです。その中から十分3万 m^3 ぐらい出るんですよ、2万5,000から3万 m^3 は。

ですから、もう少し熱意をもって、本当はやられておるのかもしれないけども、三重県と二人三脚で水利権を持っておるところの自治体にもっと強く当たっていただきたいというのが希望です。やっぱり河川管理者の方は、委員会が言っているように、これからは水需要管理の時代ですよというようなことは、言葉としては言っていられないんですけども、傾向としてはそうだとすることを認められていると思うんですよ。それであれば、需要量の精査という、遅かったですけども、それにとどまらず取水をどういうふうにしたらダムなしでもいけるんじゃないかというところまで突っ込んでやっていただきたいのです。これは意見になりましたけども。お願いします。

○川上委員

ほかに委員の方からご意見はありませんか。

では、次に参ります。住民参加について。聴取した住民意見は方針にどのように反映したのか、これは先ほどもどなたかから質問がありました。

それから、河川管理者は、川上ダム建設について社会的合意形成、または社会的合意形成努力についてどのように考えているのかということですが、私の方で幾つかのパターンを考えてみました。1. 社会的合意が形成された。2. 社会的合意形成に向けて十分努力された住民の大多数、地域社会が認めている。3. 社会的合意形成は必要ない。これについては、また委員会の中

で議論したいと思いますので、きょうは時間の関係上お答えはいただかないことにいたします。

最後に、委員会は考え得るすべての代替案の検討のもとでダム以外に実行可能で有効な方法がないということが客観的に認められ、かつ住民団体、地域組織などを含む住民の社会的合意が得られた場合に限り建設するものとする提言し、ダムは最後の選択肢としたが、川上ダムについて考え得るすべての代替案を検討し尽くしたとは言えない。また、社会的合意が得られたとも言えない。これらの重要課題について今後河川管理者はどのように取り組むのか考えをいただきたい。

続きまして、実施するとの方針を出した2ダムはいずれも諸元を変更して実施と考えられる。委員会に説明された調査・検討の結果は、変更前の諸元に基づいたものであった。変更後の諸元とそれに基づく調査・検討の結果が報告されないと、委員会は検討も意見提出も困難である。まず、実施すると発表した2ダムについて早急に変更後の諸元や構造を委員会に示し、その後調査・検討を行い、報告をする必要があるが、このことについて河川管理者のお考えを聞きたいと思います。最後の質問です。

○河川管理者（近畿地方整備局 木津川上流河川事務所長 谷崎）

最後の質問で、総括的なご質問をいただいたんですが、それにつきましては、方針にも示してございますように、関係者との調整を行って、今後とも説明していくわけなんですけど、一部ダムの縮小規模につきましては、川上ダムにつきましては、環境の方では縮小した案ということで、想定ではございますが、検討している部分もございます。それで、今後ともまた調査・検討を続けていくということでございます。以上で説明を終わります。

○川上委員

委員の方からご質問。はい、川崎さん、お願いします。

○川崎委員

先ほど、住民参加のところでもダム案を検討するというご説明でしたが、そのダム案でない場合の代替案の検討も含めて、住民参加の住民の方々のご意見をしっかりと聴取する必要があるのではないかと思います。特に私が必要と思うのは、新設遊水地の案というのは、自然環境的な側面からは、一見効率的な案に思えますが、現実問題として考えると、山並みの周辺にある田園の景観、文化的な緑を一遍にして奪い去ってしまうことにもなり得るわけです。水田利用にしても、施工の仕方によってはコンクリートの直壁が出てくるので、がらっと大きく景観が損なわれてしまいます。近年、景観法も施行され、流域の中にも地域における景観のあり方を議論する必要があります。

私が思うのは、自然環境もそうですけども、社会的、文化的な景観というものを人々が今後100年どう見るのかという問題と、過去50年から100年どういうふうが続いてきたのか、地域の景観は、人々の思いと歴史の中で持続的に維持されるものなので、住民の方の議論なくして語れないと思います。それは、市民参加の仕組みの中にこれから取り入れていただきたいと考えます。

○川上委員

ご意見ですね。

○川崎委員

そうです。

○川上委員

ほかに質問の補足、ご意見はございませんか。

では、大変お待たせいたしました。一般傍聴者の方からご意見をいただきたいと思います。はい、そちらの方どうぞ。時間がおくれておりますので手短にお願いします。

○傍聴者（浅野）

自然愛・環境問題研究所の浅野です。

大命題としまして、岩倉峡の疎通量のことで、いつまでうそをつき続けるのかというのがテーマです。上野北西部の浸水被害軽減には、わざわざ川上ダムをつくる必要はありません。代替施設の必要もありません。現在出されている氾濫シミュレーションは、すべて根底から間違っています。

そのわけは、まず第一に、現況の岩倉峡の疎通量が、最低でも計画高水位で $3,630\text{m}^3/\text{s}$ 以上あることです。岩倉観測所地点、計画高水位 $3,630\text{m}^3/\text{s}$ は、平成5年に実際の昭和48年から22年分の観測値、この集積成果をもとに河川管理者自身が計算されて出された数値なんです。非常に重いものです。これを現在ひた隠しにしていますが、そして三転四転と57.4km地点の水位流量曲線を出して修正を何回もしておりますが、実際、私はすべての観測値をプロットしてHQ曲線の適合性を確認しました。つまり、この平成5年の $3,630\text{m}^3/\text{s}$ というのは、きれいにそのプロットの中に適合しております。正解です。

また昨年、11月10日付で出された説明資料、「各ダムに関する既往最大流量について」の中で、引き伸ばし後の洪水（6524降雨）、この現況流出計算値というものが出されたのですが、島ヶ原地点のピーク流量が $4,149\text{m}^3/\text{s}$ と示されました。ならば残流域分を引いて $3,891\text{m}^3/\text{s}$ が岩倉地点の通過量となります。河川管理者側の計算で出ているわけです。このことは、これまで出している12月20日付の補足資料の $2,700\text{m}^3/\text{s}$ ぐらいの計画高水量と $1,200\text{m}^3/\text{s}$ ほどの差がある

わけですね。この $3,891\text{m}^3/\text{s}$ が島ヶ原へ流れる岩倉峡の疎通量としますと、先ほど言いました（6524引き伸ばし洪水）、これのときでも遊水地の働き量と組み合わせたら完全に氾濫はありません。こういうような点を徹底的に解明しないと、これが根本ですので、いろいろと低い数値で氾濫シミュレーションを出しておられますから、すなわちもう全然話にならない議論になっておるわけなんです。

そして、さらに岩倉峡を少し開削するということが、例えば $3,891\text{m}^3/\text{s}$ 、そして島ヶ原地点でピーク流量が $4,149\text{m}^3/\text{s}$ であれば、あと $350\text{m}^3/\text{s}$ ぐらいを削って流してあげよう。そうすれば島ヶ原地点でピーク流量 $4,500\text{m}^3/\text{s}$ でおさまるわけなんです、そのような計算でやっていけば、ああいう大きな引き伸ばしの雨量、洪水でありましても何ら問題はないんです。それで下流の河道を掘削して十分対応できる範囲だと思っております。

○川上委員

恐れ入ります、時間の関係で。

○傍聴者（浅野）

はい。そして堤防強化をやってもらいましょう。20年、30年あればできることだし、昭和40年から言い続けて41年になるのですから、もはやあと30年以上待てとは言ってはならないと思います。今回の河川整備計画で完成させてください。

以上です。

○川上委員

ありがとうございました。もう1方、どなたか。

はい、どうぞ。

○傍聴者（森本）

時間がもう大分に切迫していますので。

○川上委員

手短にお願いします。

○傍聴者（森本）

環境問題についてお聞きしたいのです。その中で2つ聞きたいんです。

1つは水質の問題ですが、この前、21日にもらった資料では、水の濁りとか水温とか富栄養化とか、いろいろは出ていました。しかし、ヘドロに関しては何にも書いてない。それで現在、ヘドロというとびっくりするかもしれませんが、今、和歌山県の日置川にある殿山ダム、ここでは

ダムを建設してから水害が頻発、余計に起こっていると。そして加えて、その水害が起こったときにヘドロが一緒に出てきて、現在、農地に被害がもたらされているというので問題になっています。これはいずれ、どのダムにもそういう問題が起こってくると思うんです。それで、川上ダムに関してはその辺の配慮はあるのかどうかというのが1点です。

もう1つは富栄養化の問題です。比奈知ダムは、つくってから4年でもうアオコが出てきました。高山ダムに至っては、もう今、見るだけでもぞっとするような状態です。ここにこの前、調査で聞きに行きましたら、浅層曝気とか深層曝気施設を導入していると言っていました。それで、どのぐらいお金がかかっているのやと言ったら、ちょっと言えんと言っていましたけども、後で電話で聞きましたら1基6,500万円とか言っていました。これは何基入れるつもりかと聞いたら返答はなかったです。こんなので、これは川上ダムもいずれこういう状態になるだろう、どうするつもりやと。ダムで莫大な費用をかけておいて、さらにダムの水の腐ってきたやつを浄化するためにいろんな装置を入れなならん。こんなダムはどうしてつくらなきゃならないのか。これが問題です。

もう1つの問題は生物的自然についてです。先ほど、そちらの方でもお話がありましたが、オオサンショウウオについてはダムの出現により、生息環境及び繁殖活動への影響を受けられると考えられるというふうにしています。それで対策として、1個体の移転、それから繁殖環境の整備などを示しているわけですが、オオサンショウウオの生活地の実態などはどこまでわかっているのか。特に幼生の生活実態はどうなのか、何をどこでどういうふうにえさを食べておるのか、その辺がしっかりわかるとるのかどうか。それで上流へ移転するというふうな話もありましたが、先ほどもお話にあったように過密になるのではないか、あるいは上流でのえさの確保ができるのか。つまり現在、川上ダム上流の川でえさになる生物の定量調査がちゃんと行われているのかどうか、この辺が聞きたいんです。それで、保護地をつくって研究されているということは聞いていますが、一度きちんとした説明を我々にしてほしい。

それから、オオタカについて。

○川上委員

恐れ入ります、時間が押しておりますのでそれぐらいにしてください。すいません。

○傍聴者（森本）

ちょっとオオタカについて言わせてください。オオタカについては、何つがいが抱卵したとか、そういうことはちゃんと説明に出ているんですが、それよりも、オオタカは森林にいて少しでも邪魔が入ればすぐに茂みに隠れてしまうというふうな用心深い鳥なんです。そして営巣期におけ

るテリトリーの保全というのが非常に大事だと思うんです。文献によれば、山頂を含んで2つの尾根が少なくとも必要だと、こうあります。その分がこの川上ダム建設によって奪われてしまうんじゃないかという、まず懸念があります。それで生活行動を踏まえて生息環境の保全を図るべきである、とするならば、ダムをつくることは最悪であるというふうに考えています。

こういう天然記念物のやつも大事なんですけど、ポピュラーな生物がいなくなればこれまた大変です。その辺の調査研究はどうなっているんですか。

それで返答は、きょうはもう時間がないので要りません。というのは、この予定表を見せてもらっていますと、8月20日に「第2回 木津川上流部会 住民の意見を聴く会」というのが予定されています。それで、きょう私の言いましたことをきちっとメモしていってもらって、その日に回答をしていただきたいと、こう思います。以上です。

○川上委員

ご期待に沿いたいと思います。

では、大変運営がまずくて時間が。

○金盛委員

ちょっと待ってください。

○川上委員

はい、金盛委員。

○金盛委員

終わられるんですね。

○川上委員

ええ、終わりたいと思います。

○金盛委員

今の方のもう1つ前におっしゃったことはですね、遊水池やダムは不要だと、しかもそれを具体的に岩倉溪谷の流下能力をいろいろ数字をおっしゃって言われたわけですが、あのままお聞きしておってよろしいのでしょうか。

○河川管理者（近畿地方整備局 木津川上流河川事務所長 谷崎）

木津川上流の谷崎です。

このご質問は前からもいただいておりまして、それにつきましてはちゃんとお答えしていたつもりでございます。

（「してないよ。……年の計算書を出しなさいという……。）」と呼ぶ者あり）

○河川管理者（近畿地方整備局 木津川上流河川事務所長 谷崎）

HQにつままして修正しているというのも、HQにつまましては、先ほど説明の中でも申しましたように、ワーキングの中でお示しているわけでございますし、それから流量につまましても説明してきてございます。そういう経緯はございます。

○川上委員

この件につまましても、8月20日の木津川上流部会で時間を設けて議論をしていただこうと思えます。

では、これをもちまして木津川上流部会の質問を終わります。

村上委員、大変遅くなってすいませんでした。

○寺田委員長

ちょっとここで皆さんにお諮りをします。ちょうど今、7時を過ぎたところなんですけども、きょうは午後2時から6時までの予定で開催をしたわけなんですけども、既にちょうど1時間、時間を超過しております。既に開始してから、15分の休憩を挟んで5時間経過しておりますので、ご出席の皆さんも大変お疲れかと思えます。

これまでのいろいろやりとりをお聞きになって、皆さん多分お感じになっていると思いますが、それぞれが消化不良の状況ですよ。つまり、今回の河川管理者からお示しになった方針なり調査検討結果というものを、やはりその中身を、もっと時間をかけて十分にお聞きしなくてはいけない部分が多々あるということ。またこの内容をこの委員会として検討して何らかの意見をお出しをするにしても、随分とたくさんのご事情をお聞きをしないといけない、また資料の説明も受けなくてはならないということがたくさんあることがきょうわかったというのが、最大の成果かなという感じがするんですけども。

そういうことで、もう1つ余野川ダムを残しておるわけなんですけども、余野川ダムのまた意見交換をなおこれ継続してやりますと、またこれから三、四十分の時間がかかるかと思うんです。

これは委員会の委員の皆さん、またきょう、こうしてまだたくさんの方、お残りいただいている傍聴者の皆さんにお諮りする形になるんですけども、あと30分なり40分なり、なお継続して1区切りやってしまうのかどうか。

また、これは先ほど住民の方からもご意見が出ていますように、今後この中身につまましては、この委員会としては委員と河川管理者、それからその地域住民の方を交えた形で、主にはこの地域の住民の方からの意見を聞くと。また単に聞くだけじゃなくて意見交換を行うということで予

定をしておりますので、そういう場とか、また地域別部会というものを、8月のこの日以外に9月にも、まだスケジュール確定しておりませんが実施をする予定であります。

そういう中で、もう少し各ダムごとにですね、全部を一挙にやるというのはやはり無理な状況でありますので、もう少しきめ細かく、さらなる意見交換をやる必要があるんじゃないかと思っておりますので、できたらきょうはこのあたりで、余野川ダムの関係はちょっと申しわけないんですけども、一応打ち切りにはしてはどうかと。

しかし、皆さんの総意で、いやもう少しやから頑張るやろうということでしたらよろしいんですが、その点、ちょっと。

はい、どうぞ。

○村上興正委員

提案ですけどね、問題点がどこにあるかということの質問だけ池淵先生から簡単にやっていただいて、こういうことが問題になっておりますと、その代表質問だけやって終わる。その回答はもうやらなくてもよろしい、そういうことでどうですか。

○今本副委員長

私はむしろ、7時間待っていただいた一般傍聴の方にせめて意見だけでも言ってもらおうというのはいかがでしょうか。

○村上興正委員

ですから、一応代表質問はした上で、その回答は要りませんから、それ以外の一般の方を聞く。両方やりましょうよ、聞くだけ聞いて。

○本多委員

委員長。

○寺田委員長

はい。

○本多委員

ちょっとその件に関して。打ち切るべきかどうかは、一生懸命待つてはる人もいはるわけですよ。だから、委員だけで言うて、さあ、じゃ終わらしましょうじゃ、ここまで待ったのにもう帰れかというのはちょっときついと思うんですよ。傍聴者の意見を聞いてみたらどうですか。

○寺田委員長

いや、それはできません。今、委員を通してそれはお聞きをしているわけで。

委員の皆さんも、なお今まで、これだけ1時間オーバーしても頑張っておられるわけだから、もうあと30分なりオーバーしてもいいということであれば、今、村上委員の方からご提案のように、まず猪名川部会の方の部会長で質問の整理をしていただいて、代表的な、委員による質問内容はご用意いただいていますから、これをまずお伝えをして、それからこうしてお残りいただいた傍聴者の皆さんからご質問、ご意見をお聞きすると。だから、なお30分ばかりもう少し我慢していただいて、やり切ってしまうということにさせていただきます。そういうことでよろしいでしょうか。

（拍手）

○寺田委員長

それでは、よろしく猪名川の方お願いします。余野川ダム。

○池淵委員

それでは、余野川ダムの質問等について、代表してまず簡単にご説明させていただきたいと思っています。

最初に出させていただいておりますのは、21日に今本副委員長の方から大筋のまとめを少しいただいておりますので、これは確認になろうかと思いますが、余野川ダムを当面実施せずの場合の問題点として、まずここに挙げてありますように、環境への効果は、流水の正常な機能の維持、猪名川の正常流量、これを放棄したんだなど。それから治水への効果というものについては、ここにありますように、利水容量振りかえによる多田地区の洪水調節、これは効果が小さかった。それで銀橋の開削を代案として出された。それで猪名川の洪水調節については効果が小さいということで、余野川ダムは河道掘削で対応と、治水についてはそういうようなフレームでなかろうかというふうに思っております。

それから、利水への効果は、新規利水はこれは全面撤退の見込みと、こういう取り扱いでまとめさせていただいておりますが、そうなりますと、この余野川ダムを当面実施せずという形で、下に書いてありますような点が問題点として浮かび上がってくるということでもあります。

同じことではありますが、余野川ダムにつきましては、ここにありますように、銀橋の狭窄部の上流域の浸水被害軽減対策をいろいろ考えて、銀橋の狭窄部の開削、それに伴って下流への洪水量が増大するというので、下流での河道掘削が圧倒的に、余野川ダムという形でなくとも進められるというようなことで、当面余野川ダムは実施せず。それから、当面は堤防強化や狭窄部上流の浸水被害軽減策を優先するんだというフレーズで議論が進められるというふうに思っております。

そういった中で質問を幾つか、今までの内容と結構共通した重なる部分がございますが、固有の内容もあろうかと思しますので質問をまとめさせていただいております。

それで、余野川ダムは当面実施しないとあるが、当面とはと。これは大戸川ダムと書きようが少し余野川ダムは違いますので、当面とはというのを内容として確認等もしたいという。それから、下流での河道整備がどのように整ったら狭窄部の開削がなされるのか、この整備水準と開削の時間的なスケジュール、そういったものが描けているのかという点でございます。

河川環境の保全、再生。先ほど申しました銀橋の開削をするために河道掘削でまず整備していくという形ではありますが、そのときに河川水位をハイウオーターレベル以下に下げる河道掘削が前提で進められるというふうに描いていいかと。それから中州の掘削。原則としては平水位から上の部分を開削するとなっておりますが、そういった場合にあっては環境上の検討課題を、我々もいろいろ描けますけども、どういう検討課題を描いて今後出てくるのかと。それから、中州の掘削区間にある横断工作物が幾つかございますが、そういったものの所有者に改築の対応が見込めるのかどうか、そういうことでございます。それから、狭窄部の開削に伴う右岸道路の浸水対策が必要であると書いてありますが、その事業費とか事業量はどれだけ膨らむのかということでございます。

これも幾つかのダムのところでも描かれておりますが、堤防強化の方法と整備区間ということで、今までの説明なり順序関係等から見ますと、まず川西・池田地区の無堤区間を有堤化するというのを進めると。こういったものはこれでいいのか、確認ということでの質問でもございます。それから、現堤防の脆弱性及び背後地の重要度等を勘案して堤防強化とあるけれども、そういった意味合いで緊急堤防補強区間の設定を説明され、そこでは浸透浸食、破堤防止事業を優先することかと。それで越水しても壊れにくいレベルにまで堤防強化をするという考え方を持っておるわけですが、そういったものに対しての反応はということでございます。

あとは、猪名川における治水ということで、治水における流域対応として考えていることは、連携して実施してきた関連事業とは何をいって、地元自治体や関係者との調整と、これもほかのダムでも言われている内容だろうと思っております。それから、ここでは既に実施済みの導水トンネル等があるわけでございますが、そういったものの事後対応はどのように考えているのかと。総体的に他のダムに比べますと委員の質問事項は少のうございましたけれども、そのような形の内容を質問事項としてまとめさせていただいております。

以上でございます。

河川管理者さんの方、今申しました中でお答えいただけるところを重点的に回答いただければ

ありがたいなと思うんですが、いかがでしょうか。

○河川管理者（近畿地方整備局 猪名川総合開発工事事務所長 小畑）

猪名川総合事務所の小畑でございます。

まず1点目の、ダムを当面実施しないとの当面とは、ということでしたけれども、これは一般の方からのご質問でもございましたときに河川調査官からご説明していただいております。

それと、連携してきた関連事業等とは、ということですが、余野川ダムにつきましては水と緑の健康都市の事業でございます、大阪府さんの事業ということでございます。

それと、あと今後の関係自治体とも調整ですとか、導水トンネルの後始末という関係につきましては、関係者と今後協議をしていきたいということで、その関係者につきましては予算を一緒に出してきた関係者と調整を図っていききたいと思っております。

○池淵委員

あと、委員の人からもまだ何か追加なり、そういった形で。

はい、どうぞ。

○村上興正委員

河道掘削のことですが、やはりこれは自然環境保全上の問題がございますので、そっちとの関係をどうするかというのが割と大きな。

それで、今の件で中州ということがございましたが、私たちなんかはむしろ中州だけではなくに運動公園も含めて考えるべきだと、それで河川の緩傾斜化とか、いろんなことがありますので、そういうことを総合的に考えるべきだというようなことを考えております。

○河川管理者（近畿地方整備局 猪名川河川事務所長 松尾）

河道掘削につきましては、現時点では代替案としてどうかという検討でございまして、今後具体化していく段階では当然、現在の案プラスアルファで、その環境をさらに検討する考えでおります。さらに高水敷といった占用関係のものについても、また慎重に検討していきながら決めていきたいと考えております。その中では、猪名川の自然環境委員会等、専門家のご意見、ご指導等をいただきながら検討を進めていきたいと考えております。

○池淵委員

それでは、時間の関係もございまして、一般傍聴の方から余野川ダムに関連いたしまして拝聴したいと思います、いかがでしょうか。

どうぞ。

○傍聴者（増田）

皆さん、お疲れのところどうもすいません。私も待ち疲れた感じがしているんですけども。

最後に質問させていただきたいんですが、今もありましたように、当面、一番最初に私は当面ということについて質問させていただきましたけれど、やはり今言いましたように、大戸川とこの余野川というのは大きく違います。ですから、もうちょっとはっきりした答えを出していただきたいと思いますので具体的に言っていきますが、本当にこの5つのダムすべてそうですけれども、地元がこのダム計画について翻弄されました。箕面もそうです。そして今回、この大戸川と同じように、当面実施しないという結論が出されたんですけども、その地元の人たちも、そして私たち箕面市民もそうです。大阪府もそうです。本当にこれに翻弄されておりますけれども、太田知事が記者会見でされたように、やはり時代の要請ということで、適切に見直すことは重要なことだと。公共事業見直しの中の結論、そういう方向の中で協力していきたいと大阪府はきちっと答えておりますので、そういう方向でこの見直し案、当面ですけれども実施せずというのは私は大変評価をしたいと思っております。

その中で、きょうも環境というものがありました。2点についてお尋ねしたいんですけども、環境が、一応ダム湖にならないということで守られたかと思っておりますけれども、皆さん見られたと思っておりますけれども、今の現況自体がもうこの工事で、導水トンネルもできたんですけども、大きく改変されてます。環境破壊がされてます。箕面市道があったんですけども、その市道を拡張しまして工事用道路が通る、これは今言われました水と緑の健康都市の関係、それから423トンネルをつくっている、そのズリとかを置くということもありまして、大きく環境が変わっております。今、このダム湖へ沈む予定地は国のものになっているんですけども、この環境復元をどうされるのかということをお聞きしたいこと。

そして数年前ですけれども、ダム湖が、ダムができるということを前提にして、猪名川総合整備事務所だと思っておりますけれども、市民の参加を求めてダム湖周辺のワークショップがされました。それを今の猪名川総合事務所の方はどれぐらい御存じでしょうか。いろんな市民の方が参加されて、1つのエコミュージアム構想というのが選択されたと思っておりますけれども、これはダム湖ができるということ前提でしたけれども、そうやってここにはもう実際に周辺住民の方々がかかわってられますので、この残りました予定地にいろんな市民の方が参加されて、そのエコミュージアム構想を中心にして、もう一度、ここを本当に国の責任において環境を復元していただきたいと思います。それについてどう考えておられるのかのお答えをいただきたいと思いま

す。

そして2つ目としては、やはり当面なんですけれども、最初も言いましたけれど、この当面実施せずの後にある、今後水系全体の社会経済状況の変化と、まずその社会状況の変化がどうなったらどうするのかということをお聞きしたいこと。それからまた、河川整備の進捗と書いてありますけれど、これは今言われましたように、開削をするかしないか、掘削をするかしないかだと思うんですけど、これは計画として出せると思いますので、早急にこの河川整備の進捗状況を提案していただきたい。そしてこれに応じて、治水上の緊急性についてということですが、治水上の緊急性というのは本当にもうこれだけのことをしたらいいはずで、この余野川ダムについては、はっきりと、あるのかないのかということのシミュレーションをきっちり出していただきたい。そしてこの当面という言葉が外れるのか外れないのかということ、余野川ダムに関してはきっちりと言えらると思いますので、それを言っていただきたいと思います。

そして、利水の件ですけれども、こういうことを踏まえた上で、一応治水についてはまだ検討するということが、多目的ダム法についてはどうするのかということ、次までにはお返事いただきたいと思います。

利水が外れると、多目的ダム法でこの治水を考えることではないと思うんですね。ですから、多目的ダム法の基本計画、余野川ダムについてこれをどうするのかははっきりとお答えいただけないと、今、箕面市は利水を撤退したいと言っていますが、利水は、まだ箕面市はこの基本計画の中に入っているんですよ。阪神水道企業団もそうですが、そうしないといつまでも宙ぶらりんになったままで、阪神だったら尼崎工業用水にどうするのかということと、それから箕面市だったら府営水に移管していきたいのにそれができないという宙ぶらりんなので、この多目的ダム法の基本計画を見直すということになりますと、利水でなくなるんですから、多目的ダム法に基づいた余野川ダム計画は白紙になると考えられるのですが、それについてのお考え、以上2点についてお聞きしたいと思います。

○池淵委員

それでは、部会の方からも結構共通の質問等も出していただいておりますので、あわせて、共同ということでもあろうかと思っておりますので、河川管理者さんの方。

先ほど一部お答えいただいたところもございますけれども、トータルとして少しお答えいただければありがたいなあと思っておりますが、いかがでしょうか。

○河川管理者（近畿地方整備局 猪名川総合開発工事事務所長 小畑）

猪名川総合開発の小畑でございます。

今、事業用地につきましては、今までのトンネル工事とか工事用道路の仮置き土を置いてございます。そこにつきましては環境復元という形で、どのような形でどうやっていくのかということにおきましては、今後、関係者の方と調整を図っていきたいというふうに考えてございます。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 児玉）

児玉です。

計画内容をこれから関係者の皆さんと調整をして確定していくということでございますが、この計画内容を確定していくというのは、実施するというものも、それから当面実施しないというものも含めて、これは計画内容を確定していくということでございます。当面実施しないという場合でもさまざまな、この当面実施しないことに伴う必要な措置をしなければならないことがございます。こういったことについて関係者と調整をしないといけないということでございまして、そういったことを経て計画内容を確定し、その結果として整備計画に反映され、あるいはそれぞれのダムの計画というのが確定していくという、そのような順番になります。

○池淵委員

ほか、いかがでしょうか。あと1人ぐらいお聞きしたいと思いますが、よろしゅうございますか。

それでは、時間も押し迫っておりますので、余野川ダム全体としてはこれで閉じさせていただきます。

では、委員長にお返しいたします。

○寺田委員長

大変、長時間、皆さんおつき合いいただきましてありがとうございました。

先ほども申し上げたことでありますけども、今回の管理者の方の方針なり調査検討結果について、委員会としては、きょうの冒頭に今後の審議の手順について委員会としての進め方を決めさせていただきましたことは、本日傍聴いただいている皆さんもお聞きいただいたとおりです。

それでもう一度、再確認になりますけども、8月5日に全体委員会を予定させていただいておりますが、このときには、きょう、さまざま出させていただいた委員会の各委員からの質問なり疑問とか、意見の部分もありますが、そういうものを一定集約したものに基づいて、この方針に対する端的な考え方、それを委員会見解として発表したいと、そういうものをまとめたというふうに思っております。

そういうふうな作業とは別に、もちろん、たくさんのこの調査検討結果の中身というものを、きょう出ましたような、種々たくさんありますこの疑問点とかいうものについて、河川管理者の

方との意見交換をこれから以後、各地域別部会を通して各ダムごとに意見交換をしていって、その上で9月の最後には委員会としての意見のとりまとめを行いたいということで、こういうスケジュールで今後はやっていきたいと思います。

それで、いつも傍聴いただいておりますいろいろな関係者の方、特に地域住民の方々につきましては、冒頭やはり申し上げましたとおり、8月17日からこの22日までの4回の地域別部会で、主にこの住民の皆さんとの意見交換会というものをとり行わせていただきますので、奮ってご参加をいただきたいと思います。

また、この住民の皆さんと委員との意見交換会というものはダムごとに行いますので、場所はいつもやっておりますような京都、大阪ということではなくて、なるべくこの関係地域に近いところを選ばせていただくということで、今、場所の選定、確保ができるかどうか当たっております。現在の予定では、8月17日の丹生ダムにつきましては彦根もしくは長浜というところで開催できるように当たっております。また8月18日、これは今最後になって恐縮でしたけども、余野川ダムの関係は猪名川部会として、これは池田市の方で行うという予定にもう既になっております。さらに8月20日、これは木津川上流部会、川上ダムをこの木津川上流部会で意見交換を行うということで、場所は地元の方に一番近い名張の方で行いたいというふうに思っております。最後の8月22日に実施の予定となりました、大戸川ダムと天ヶ瀬ダムの再開発の2つにつきましては、この淀川部会を通して、場所は多分、大津になるのではないかと思いますけども、そういう場所で開催をさせていただくということになるかと思っております。

なお、この委員会の委員と地域住民の皆さんとの意見交換というものは、今申し上げましたように、開催の時期とか、また開催が可能な日時との関係で、必ずしも十分な時間を割くことができないかもしれませんが、できる限り充実した意見交換ができるように考えております。ということで、地元の方々または関係する地域住民の方々のご協力をよろしくお願いしたいというふうに思っております。

さらに9月には、きょうの資料の中には入っておりませんが、9月24日に予定しておりますこの委員会の前に、9月の中旬にもう一度この4つの地域別部会を開催させていただくということも考えておりますので、そういう場を通してまたたくさんの方に傍聴していただいて、ご出席の傍聴の皆さんとも一緒にいろいろ意見交換をやらせていただきたいというふうに思っておりますので、今後ともよろしくご協力をお願いしたいと思います。

大変、長時間になりましたけども、本日の淀川水系流域委員会、これで終了させていただきます。

○傍聴者（酒井隆）

委員長。ちょっとよろしいでしょうか。

○寺田委員長

何でしょうか。

○傍聴者（酒井隆）

会場の運営と設定について、若干今お話があったわけですけど、そもそもここ2回やられて、あといろんな運営委員会なり委員会があるわけですけど、要は何が言いたいかというと、地球温暖化の問題で、会場の冷房設定なり先生方の服装なり、ここまで言えばおわかりになると思うんですが、環境省も一生懸命、地球温暖化、京都も京都議定書を発行して、榊本市長も山田知事も一生懸命、先頭切って条例もつくってやろうということなので、皆さん、まあ背広を着ておられる方もおられますし、次回からはどこの会場に来られても、それこそクールビズやないですけど、それに近い格好で胸襟を開いて議論をしていただいて、会場設定については28℃設定でお願いしたいということと。

もう1つ、ちょっと表へ出て休憩をしていたんですけど、淀川事務所の車が、黒塗りの車とバスが数台来てます。この時間まで、アイドリングしっ放しで待っておられます。この辺は、皆さん職場ではやられていると思うんですけど、なぜ京都に来たり、こういう形式張った形の中ではできんのか、足元から見直して議論していただきたいと思います。

以上でございます。

○寺田委員長

委員会運営に関して貴重なご意見ありがとうございました。ご指摘ごもっともなところはたくさんありますので、今後の運営に生かしていきたいというふうに思っております。

それでは、庶務の方に返させていただきます。

○庶務（みずほ情報総研 鈴木）

それでは、閉会の宣言の前に、ちょっと資料の持参についてまたお願いさせていただきます。

次回の8月5日の委員会ですが、本日の資料、それからその前の21日の委員会の資料を使いますので、重くて申しわけないんですが、再度委員の方々、あるいは一般傍聴の方々、ご持参いただきますようによろしくお願いいたします。

それでは、これで淀川水系流域委員会第43回委員会を閉会いたします。

○庶務（みずほ情報総研 吉岡）

すいません、委員の方に事務連絡させてください。この後、若干打ち合わせを持たせていただきたいと思いますので、地下1階の第2会議室、そちらの方に移動をいただくようお願いいたします。皆さん、全員の方、地下1階の第2会議室をお願いいたします。

それと、机上にピンクとブルーの資料が置いてありますが、希少生物に関するデータが入っておりますので、本日この場で回収させていただきますのでお持ち帰りにならないようお願いいたします。よろしくお願いいたします。

委員の打ち合わせの場所は、ここは1階ですけども、地下1階におりていただいて第2会議室になります。よろしくお願いいたします。

〔午後 7時35分 閉会〕

■議事録承認について

第13回運営会議（2002/07/16）にて、議事録確定までの手続きを以下のように進めることが決定されました。

1. 議事録（案）完成後、発言者に発言内容の確認を依頼する（確認期間2週間）。
2. 確認期限を過ぎた場合、庶務から連絡を行う。要望があった場合、1週間をめどに期限を延長し、発言者にその連絡を行う。
3. 延長した確認期限を経過した場合、発言確認がとれていない委員に確定することをお伝えし、発言確認がとれていない委員を議事録に明記したうえで、確定とする。